

令和8年度改訂版

特別支援教育 コーディネーター ハンドブック

つながる支援、ひなたの明日へ。



宮崎県教育委員会

MIYAZAKI PREFECTURE
BOARD OF EDUCATION

はじめに

我が国は、平成18年に国連で採択された障害者の権利条約を平成26年に批准し、障がいのある子ども達が他の子ども達と「共に学ぶ権利」を保障することが求められるようになりました。これを具現化するために特別支援教育の在り方が見直され、「インクルーシブ教育システム」の推進が進められています。国においては、平成18年6月に学校教育法が改正され、平成19年4月1日付けて文部科学省初等中等教育局長から「特別支援教育の推進について」が通知されました。この中では、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組として、「特別支援教育コーディネーターの指名」「関係機関との連携を図った個別の教育支援計画の作成と活用」「教員の専門性の向上」などが示され、今日の特別支援教育推進のための礎となっています。

これまで、本県においては、発達障がいを含むすべての障がいのある子どもの多様な学びに対応するため、県全域を7つのエリアに分け、幼稚園等や小・中・義務教育学校・高等学校等、それぞれの校（園）内支援体制の充実及びそれらをつなぐ一貫した地域支援体制を充実することを目的としたエリアサポート体制を構築し、特別支援教育の推進に努め、各学校の支援体制の整備が一步一步進められてきました。今後は、それぞれの学校や地域において、特別支援教育の質的な向上を目指し、インクルーシブ教育システムの構築を実現していくことが課題となっています。

このような中、本県では、子どもたちの達成感、自己肯定感を高めるため、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮の提供が適切に行われるなど、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりの推進を図り、インクルーシブ教育システムの実現を目指しています。令和4年3月には、「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた『分かる!』『できる!』学校全体で取り組む授業の土台づくりハンドブック」を作成しました。また、「高等学校における授業のアクセシブル・デザイン～生徒の多様な学びを支えるハンドブック～」を令和8年4月に改訂し、内容の更なる充実を図りました。特別支援教育の推進に当たっては、各学校における管理職のリーダーシップが最も重要ですが、同時に、特別支援教育コーディネーターの果たす役割への期待がますます高まっています。

この度、インクルーシブ教育システム構築の更なる推進と内外の諸制度等の変更に対応するために、本ガイドブックを改訂しました。各学校においては、本ハンドブックを活用し、幼稚園等から高等学校等までの一貫した支援等、幼児児童生徒の一人一人に応じた適切な支援の充実に努めていただくとともに、本県の特別支援教育のより一層の推進が図られることを期待しております。

最後になりましたが、本ハンドブックの改訂に当たり、御協力をいただいた皆様に、心から感謝の意を表します。

令和8年4月

宮崎県教育委員会

目 次

はじめに

I 基礎編

- 1 特別支援教育とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 特別支援教育の体制整備（支援体制チャート）・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 特別支援教育コーディネーターとして身に付けたい力・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 特別支援教育コーディネーターの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 特別支援教育の取組の実際 ～幼稚園等～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 特別支援教育の取組の実際 ～小学校～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 7 特別支援教育の取組の実際 ～中学校～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 8 特別支援教育の取組の実際 ～高等学校等～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

II 実践編

1 特別支援教育等の理解啓発

- Q1 教職員への理解（校内研修等）を進めるには、どのようにすればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- Q2 保護者への理解を進めるには、どのようにすればよいですか？・・・・・・・・・・・・ 34
- Q3 地域への理解を進めるには、どのようにすればよいですか？・・・・・・・・・・・・ 35
- Q4 周りの子どもたちへの理解を進めるには、どのようにすればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

2 特別な支援が必要な子どもの実態把握

- Q1 実態把握（アセスメント）をするためには、どのような方法がありますか？・・・・・・・・ 37
- Q2 行動観察を行う時には、どのようなことに配慮すればよいですか？・・・・・・・・・・・・ 38
- Q3 子どもの学習記録や成績、作品等を見る時は、どのようなことに配慮すればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- Q4 チェックリストを活用する時には、どのようなことに配慮すればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- Q5 面談・家庭訪問等による聞き取りを行う時は、どのようなことに配慮すればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- Q6 諸検査には、どのようなものがありますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

3 校(園)内委員会

- Q1 校(園)内委員会の目的・役割は何ですか?.....44
- Q2 校(園)内委員会の構成、校務分掌への位置付けは
どのようにすればよいですか?.....45
- Q3 校(園)内委員会を開く時期及び内容はどのようにすればよいですか?.....46
- Q4 特別支援教育コーディネーターは、校(園)内委員会でどのような役割を
担えばよいですか?.....47
- Q5 学校(幼稚園等)内での支援体制は、どのように検討していますか?.....48
- Q6 保護者との対応に、校(園)内委員会はどう関わりますか?.....49

4 ケース会議

- Q1 どのような時にケース会議が必要ですか?.....50
- Q2 ケース会議に参加するのは誰ですか?.....51

5 個別の教育支援計画

- Q1 個別の教育支援計画は、どのようなものですか?.....52
- Q2 個別の指導計画とは、どのように違うのですか?.....53
- Q3 個別の教育支援計画の作成の手順や活用は、どのようにすれば
よいですか?.....54
- Q4 個別の教育支援計画の引継ぎは、どのようにすればよいですか?.....56

6 個別の指導計画

- Q1 個別の指導計画は、どのようなものですか?.....57
- Q2 個別の指導計画の作成の手順や活用は、どのようにすれば
よいですか?.....58
- Q3 個別の指導計画の引継ぎは、どのようにすればよいですか?.....61

7 保護者との連携

- Q1 保護者からの相談を行う場合、窓口になるのは、誰ですか?.....62
- Q2 保護者との相談の際には、どのようなことに配慮すればよいですか?.....63
- Q3 保護者から支援の方法について要望を出された場合は、どのように
対応すればよいですか?.....64
- Q4 特別な支援を必要とする子どもの保護者から、周りの子どもたちへ説明
して欲しいと相談があった場合は、どのように進めていけばよいですか?.....65

8 関係機関との連携

- Q1 特別な支援が必要な子どもたちについて相談ができる関係機関は、
どのようなところがありますか?.....66
- Q2 関係機関と連携を図る場合に配慮すべき点は、どのようなことですか?.....69
- Q3 進学のときの学校間の連携の仕方は、どのようにすればよいですか?.....71
- Q4 高等学校等の卒業に向けて、どのような連携を図りますか?.....72

III 資料編

- 1 障がいについての基本的な知識.....73
- 2 国立特別支援教育総合研究所が提供する WEB コンテンツ.....77
- 3 主な関係機関一覧.....78
- 4 特別支援教育に関する通知等一覧.....84
- 5 保護者相談申込用紙(例).....87
- 6 特別支援教育コーディネーターだより(例).....88

I 基礎編

I 特別支援教育とは

特別支援教育の定義

「特別支援教育」は、障がいのある子どもたちが自立し社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

「特別支援教育」は、特別な支援を必要とする子どもが在籍する幼稚園・保育所（以下「幼稚園等」と言う。）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全ての学校において実施されます。通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもも含めて、特別な支援を必要とする全ての子どもが対象となることから、校長（園長）をはじめ、教職員全員が「特別支援教育」について十分に理解することが必要です。

さらに、「特別支援教育」は、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎となるものです。したがって、特別支援教育は、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

特別支援教育の実践

■ 幼稚園等における特別支援教育

幼稚園等における特別支援教育は、全ての子どもが共に育ち合うインクルーシブな社会の実現を目指す上で不可欠です。各施設の教育・保育要領に基づき、障がいのある子ども一人一人の発達の状況や特性、ニーズを的確に把握し、個に応じた指導内容や支援方法を組織的かつ計画的に工夫することが求められます。

集団生活の中で、障がいのある子どもが主体的に活動に参加し、多様な経験を積むことを通して、社会性、情動、認知、言葉などの全体的な発達を促します。その際、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用し、きめ細やかな配慮と支援を行います。

また、保護者との密な連携を図り、家庭と施設が一体となって子どもの成長を支えるとともに、地域の関係機関（福祉施設、医療機関、特別支援学校等）との連携を強化することで、より専門的かつ継続的な支援体制を構築します。教職員の専門性向上のための研修も不可欠であり、これらの取組により、全ての子どもが自分らしく輝き、健やかに成長できる教育・保育環境を目指します。

■ 小・中学校等における特別支援教育

小・中学校等では、障がいのある児童生徒について、通常の学級も含めて学校全体で特別支援教育に取り組むことが大切です。一人一人に応じた指導の計画や家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成する等、障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うこととされています。

また、障がいの種別や程度に応じて、特別支援学級での教育、通級による指導も行われています。

特別支援学級	通級による指導
障がいの種別ごとに、少人数編成された学級で、障がいのある子ども一人一人に応じた教育を行います。基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程を編成することもできるようになっています。	通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じた特別の指導（自立活動の指導）を特別の指導の場（通級指導教室）で行います。通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができるようになっています。

■ 高等学校等における特別支援教育

高等学校等では、障がいのある生徒等について、各教科・科目等の選択、内容の取扱い等の必要な配慮を行い、一人一人の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととされています。また、小・中学校等と同じく、指導についての計画や家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成すること等が求められています。

高等学校等においては、平成30年度から通級による指導が制度化されました。本県でも県立高等学校等の一部に通級指導教室を設置し、特別支援教育体制充実のモデル校として、地域への特別支援教育の発信の役割を果たしています。

■ 特別支援学校における特別支援教育

特別支援学校では、障がいの程度が比較的重度の子どもについて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に準じた教育や障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するために、「自立活動」の指導を行います。また、子どもの障がいの状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。対象となる障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱です。

なお、知的障がいを教育する特別支援学校の教育課程には、知的障がいの特徴や学習上の特性等を踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されています。

また、高等特別支援学校では、知的障がいのある生徒を対象とした高等部のみの特別支援学校で、卒業後の一般就労を目指し、専門教科や実習を多く取り入れた職業教育を実施します。

■ 交流及び共同学習

障がいのある子どもが地域の中で社会参加し、豊かに生きていく上で、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通して、相互理解を図っていくことはとても重要なことです。特別支援学校や特別支援学級では、子どもたちの実態に応じた内容や方法を十分検討して、交流及び共同学習を組織的、計画的、継続的に実施しています。具体的には運動会や文化祭等の学校行事を中心とした活動を共にしたり、総合的な学習の時間や音楽、体育等の学習においても実施したりしています。

交流及び共同学習は、子どもたちにとって、社会性や豊かな人間性を育み、共に助け合い、支え合っていくことを学ぶ絶好の機会となります。

■特別支援教育で使用する教科書

特別支援学校や特別支援学級では、小学校、中学校、高等学校等と同じ教科書のほか、子どもの障がいの状態に合わせて作成された視覚障がい者用の点字教科書、聴覚障がい者用の言語指導の教科書、知的障がい者用の教科書があります。

また、弱視の児童生徒のために、教科書の文字や図形を見やすくした拡大教科書もあります。

■ICTの活用

特別支援教育においても、ICTの積極的な活用が重要です。デジタル教科書や教育アプリは、子ども一人一人の認知特性や発達段階に合わせた「個に応じた教材教具」として大きな可能性を秘めています。これらのツールを効果的に活用することで、子どもたちの理解度を深め、学習への主体的な参加を促し、個別最適化された学びの実現を目指します。

【ICTを使って学習や生活を豊かに】

障害のある子供たちの特性は様々ですが、何がうまくできないのか、何につまずいているのかを捉えてから活用を考えることで、より効果的なICTによる支援が実現します。障害特性のために学習を進めていく上で大変な苦勞をしている子供たちが、ICTを活用することで、学習活動の本来の目的に向かって取り組むことができるようになり、さらに学習活動やコミュニケーションの意欲を高めることにもつながっていきます。障害のある子供たちにも、ぜひICTの活用を進めていきましょう。

- ◆ 障害のある子供たちにとってICTは子供たちの努力だけでは解決できないことを大きく減らし、学習活動やコミュニケーションの本来の目的に集中しやすくするためのツールになります。
- ◆ 「何がうまくいっていないのか」「何を目的とするのか」「どのようにICTを活用するのか」を考えて取り組むことが、効果的なICTの活用につながります。

特別支援教育リーフ Vol.3 「学習や生活を豊かにするICT」(独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)から

■特別支援教育に関する就学支援

特別支援学校や特別支援学級等に在籍する児童生徒に対しては、通学費や教材費等、保護者が負担する就学に必要な教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する就学奨励費の制度があります。

■特別支援教育支援員

特別支援教育支援員は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長や教員と連携して、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障がい等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障がい理解促進等を行います。幼稚園、小・中学校等における特別支援教育支援員の配置に係る経費については、国から市町村に財政措置がなされています。

特別支援教育支援員の学校における呼称や役割は、自治体によって異なります。例えば、宮崎市では、小・中学校において、下肢等に障がいがある児童生徒が移動する際の介助を行う支援員を

「生活・学習アシスタント」、発達障がいのある児童生徒に対する学習面や生活面での支援を行う支援員を「特別支援教育スクールサポーター」としています。

また、県立高等学校、中等教育学校及び県立中学校には、下肢等又は聴覚に障がいのある生徒に対する支援を行う「生活支援員」を必要に応じて配置しています。

■ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

学校の教育相談体制を充実するための校内スタッフとして、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）が配置されています。

SC は、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験のある者で、児童生徒及び保護者への相談活動や教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や教員へのコンサルテーションなどを行います。小・中・義務教育学校や県立学校に配置されています。

SSW は、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術のある者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整などを行います。県立学校や各教育事務所に配置されています。

2 特別支援教育の体制整備

特別支援教育の推進にあたり、管理職は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障がいに関する知識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導します。また、「特別支援教育を行うことは、即専門機関との連携」ではありません。状況に応じた段階的な支援を行っていくことが必要です。学級や校（園）内で工夫できる支援の実践や、それを推進するための校（園）内委員会やケース会議の開催など、校（園）内体制の整理とスムーズな運営が重要です。また、教育相談を通じて保護者との連携を密に図り、支援体制を充実させていくことも考えられます。

支援体制チャートを参考に、学校（幼稚園等）での支援体制や支援段階を整理してみましょう。

学校全体の支援体制（レベル0）

何かが起こってから指導をするのではなく、予防的な「先回り支援」という視点で、困難さが生まれにくい学校全体の支援体制を充実しておくことが最も重要です。わかりやすい授業づくりや安心できる教室環境づくり、学級における集団支援の充実などに学校全体で組織的に取り組みます。

【レベル0における特別支援教育コーディネーターの役割の例】

- ・ 学級で共通して取り組む校内支援体制レベル0の具体的な活動内容を示し、サポートする。
- ・ 校内支援体制について評価を行い、その改善と充実に向け、サポートする。
- ・ 集会や研修などを通して、学校全体に「個の存在を認め、互いに支えあう雰囲気」をつくる。

学級における指導や配慮の工夫（レベルⅠ）

困っている子どもの存在に、担任が気づくことが大切です。実態把握シート等を活用して、困っている子どもの実態を把握しましょう。保護者と面談等で情報交換を行うことも必要です。指導の工夫を試みて問題が好転すれば、しばらく経過を観察し、記録に残しましょう。

【レベルⅠにおける特別支援教育コーディネーターの役割の例】

- ・ 担任から学級内におけるルールの変更や座席の工夫、授業の手立てなどの相談に応じる。
- ・ 必要に応じて個別の教育相談や生徒指導、保護者面談に同席し、相談に応じる。

学年における対応や校内サポートチームにおける対応（レベルⅡ～Ⅲ）

学級での支援で効果が不十分な場合は、学年職員による支援を求めます。学年会等で困っている子どもの課題や支援の現状について共通理解した後、再度指導や支援の工夫を行います。保護者と連携しながら支援を継続し、問題が好転すればしばらく経過を観察しながら具体的な支援の方法を記録に残します。特別支援教育コーディネーターに、状況を報告しておくことも重要です。

学年における支援で効果が不十分な場合には、校内支援体制による支援の検討が必要です。管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会で検討しましょう。保護者の十分な了解のもとで、ケース会の実施や支援体制の見直し、個別の指導計画の作成・検討を行います。校内の様々な人的資源も活用し、校内委員会を中心に具体的な支援体制の方法を検討します。

管理職の強いリーダーシップのもと、校内全体でしっかりとした支援体制を築くことが、その後の保護者との信頼関係を深めることにもつながります。

【レベルⅡにおける特別支援教育コーディネーターの役割の例】

- ・ 必要に応じて学年会に同席し、学年内におけるルールの変更や児童生徒の個別の対応について相談に応じる。
- ・ 必要に応じて個別の教育相談や生徒指導、保護者面談に同席し、相談に応じる。

【レベルⅢにおける特別支援教育コーディネーターの役割の例】

- ・ 学年主任の要請を受け、校内サポートチームを立ち上げ、校内委員会を通して、学校全体で児童生徒の個別の対応を協議、実行する中心的役割を担う。(学級担任も同席。)
- ・ 学級担任に対して個別の指導計画等の作成、活用について助言し、必要に応じて評価、改善の手助けをする。
- ・ 必要に応じて個別の教育相談や生徒指導、保護者面談に同席し、相談に応じる。

様々な関係機関との連携(レベルⅣ)

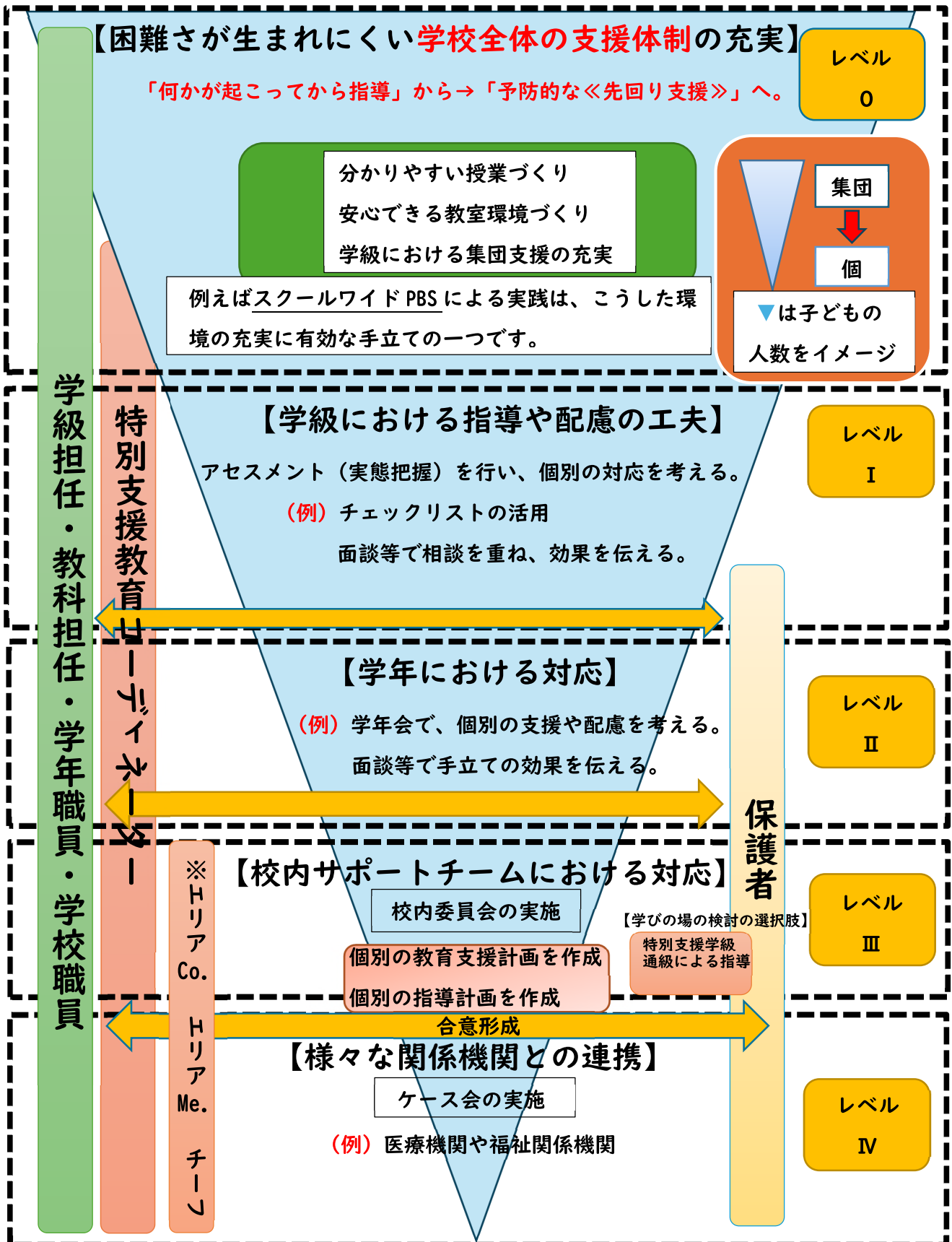
校内全体で支援を行っても、なお効果が不十分な場合や保護者から専門的な助言を求められている場合には、特別支援教育コーディネーターが中心となって、関係機関に状況を報告し、支援を求めることが必要となります。本人の相談・受診を関係機関につないだり、研修やケース会において専門家の情報提供・助言を求めたりします。関係機関と連携する上では、事前に実態をまとめた資料をすぐに提供できるようにしておくことが大切です。また、具体的にどのような支援や助言を求めているのか学校として整理しておく必要があります。

専門家も交えて支援を継続しても、現状での対応に限界がある場合には、通級指導教室や特別支援学級での指導を校内就学指導委員会で検討し、市町村教育委員会に報告・相談します。

【レベルⅣにおける特別支援教育コーディネーターの役割の例】

- ・ 関係機関へ依頼し、ケース会議の日程調整を行う。(ケース会議は学級担任も同席)
- ・ 個別の保護者面談に同席し、相談に応じる。

学校全体で取り組む、すべての子どもを対象とした校内支援体制チャート



※エリアサポート体制におけるエリア Co./Me.及びチーフ Co.との連携を示しています。

3 特別支援教育コーディネーターとして身に付けたい力

特別支援教育の推進について(平成19年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)では、校長の責務として、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」として指名し、校務分掌に位置付けることが明記されています。

また、特別支援教育コーディネーターは、幼稚園、小・中学校、高等学校等だけでなく、幼稚園等においても役割を位置付けることで、特別な支援の必要な子どもへの支援体制を構築し、適切な支援を行うこととなります。

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育を推進するために、校(園)内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者の相談窓口、担任等への支援等、様々な役割を担います。このため、特別支援教育コーディネーターは、学校(幼稚園等)全体だけでなく地域の関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量を身に付けることが望まれます。

その他、特別支援教育コーディネーターが身に付けたい資質・技能として、主に以下の4つの力が考えられます。

アセスメントをする力

子どもの実態把握や支援の在り方に関する理解が必要です。特別支援教育コーディネーターは、一人一人の子どもの発達の段階や障がいの状態、教育的ニーズ、適切な支援の方法等を見極めるアセスメントをする力が不可欠となります。

アセスメントに必要な知識として、障がい全般に関する知識、障がいのある子どもの教育に関する法令及び教育課程、指導方法、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等が挙げられます。

より詳細なアセスメントを行うためには、様々な発達検査、知能検査等が必要となる場合もあります。しかし、このような特別な方法は、心理学等の領域の専門的な知識・技能が必要です。特別支援教育コーディネーターに、検査や分析を自ら行うことが求められているわけではありません。基本的には、校内委員会等において、より専門的な校内の関係者や関係機関との協議を通してアセスメントを行い、適切な支援につながるようにしていくことが大切です。

コーディネートをする力

校(園)内、及び外部の関係者・関係機関との連絡調整を行う力が重要です。特別な支援が必要な子どもについて、校(園)内支援体制の下での支援を行うために、校(園)内委員会を開催したり、管理職や関係教職員間で情報を共有したりするために、必要な情報を収集したりします。校(園)内委員会では、校(園)内の関係教員をまとめ、それぞれが持っている知識や技能等を引き出し、それらを組み合わせることで、具体的な計画を立案し、支援につなげていく力が求められます。

また、関係者や関係機関等についての情報収集や活用の技能、各関係者と交渉する力、人間関係を調整する力、異なる意見や立場の違いをまとめ上げ、共通の目的に向けて意見の一致へ導くための技能(ファシリテーション等)が挙げられます。

校(園)内の支援体制の下での対応では支援が不十分な場合、必要に応じて外部の関係機関との連携を図ることがあります。このような場合、どのような機関にどのような内容を依頼するか、計画を立案し、相手機関との連絡調整をする等、全体を把握しながら効率的に行動する力が重要です。校(園)内の関係者だけでなく校(園)外の関係機関においても、お互いの情報を共有したり、

細かな連絡を取り合うことは、よりよい関係作りにおいて重要です。特別支援教育コーディネーターは、自分一人だけで課題を解決していくのではなく、校(園)内外の関係者と連携、協働して「学校(幼稚園等)全体の仕事」として、特別支援教育を進めていくことが大切です。

カウンセリングをする力

保護者や担任に対する相談窓口としての力が必要です。特別支援教育コーディネーターは、保護者や担任等の相談の窓口となる重要な役割を担います。この相談に必要な資質・技能がカウンセリングをする力です。

相談では、相手の気持ちに寄り添うことが大切になります。保護者や担任等の気持ちを十分受け止め、傾聴する姿勢で臨みましょう。相談者への共感的な理解と、これまでの本人や関係者の努力を肯定的に受け止める姿勢も重要です。

子どもの困難さを共有できたら、一人一人の発達の段階やニーズに応じて、きめ細かに支援の対応策や指導の手立てを考えていきます。悩みが真摯に受け止められ、個に応じた手立てが立てられることは、相談者にとって大きな心の支えになります。相談をしたことで今後の方針が明らかになり、安心した学校生活や家庭生活を送ることができるようになります。一度の相談で終わるのではなく、相談者がまた相談したいと思えるような信頼関係を築いていくことも大切です。

リーダーシップ

学校(幼稚園等)全体で特別支援教育を推進していく力が必要です。特別支援教育を推進していく上で、特別支援教育コーディネーターのリーダーシップは不可欠です。全教職員に、特別支援教育や特別支援教育コーディネーターの役割について十分理解してもらえるように努める等、積極的に自分からアピールしていくことが大切です。

管理職への報告、連絡、相談を行うとともに、担任、保護者等の関係者の意見を十分聞き入れ、信頼関係を得て、効率的な連携や調整を図りながら進めていくことも必要になります。多岐にわたる業務の中から、優先順位を判断し、効率的に業務を進めることも重要です。学校のフットワークが良く、風通しの良い支援体制が構築できるよう心がけていきましょう。

4 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、学級担任や特別支援学級の担当、養護教諭など学校によって様々な人が指名されていますが、特別支援教育コーディネーターとしての具体的な役割は、特別支援教育等の理解啓発や特別な支援が必要な子どもの実態把握、校（園）内委員会の招集・運営、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成、保護者や関係機関との連携等になります。

特別支援教育等の理解啓発

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育や発達障がい等について、職員、保護者、地域、周りの子どもたちに対して、計画的に理解啓発に取り組んでいく役割を担っています。

具体的には、まず全職員が校（園）内の特別支援教育や支援体制について共通理解を図ることが大切です。校（園）内委員会を活用しながら、管理職等と話し合い、年度当初に特別支援教育の基本方針や年間計画を作成し、全職員へ説明を行きましょう（職員への説明はリーダーシップの観点から管理職が行う方が望ましいでしょう）。

その他、保護者、地域に対して講演会を企画したり、通信を発行したりして理解啓発を図りましょう。また、周りの子どもたちへの理解は、職員が子どもとの関わり方のモデルとなることが基本ですが、特設した授業の中で個性理解を進めることも大切です。

特別な支援が必要な子どもの実態把握

特別支援教育コーディネーターは、各学校（幼稚園等）の子どもたちについて、特別な支援が必要な子どもの実態把握を円滑に進める役割を担っています。

実態把握は、校（園）内の、どの子どもに対して、どのような支援が必要なのかを的確に把握し、適切な支援を行っていくための基礎になります。

特別支援教育コーディネーターは、実態把握を円滑に進めるために、どのような方法を用いて、どのような手順で実態把握を行っていくかを計画もしくは校（園）内委員会で検討し、具体的に全職員へ提案、そして校（園）内全職員で実施していけるよう、中心的に運営していく役割を担っているということになります。また、実態把握を行う前には、職員が間違った理解や捉え方をしないよう、十分な研修や説明を行った上で実施する必要がありますので、その計画や運営を行っていくことも重要な役割になります。

校（園）内委員会

校（園）内委員会では、全校（園）的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握や具体的な支援・方策の検討などを行います。

特別支援教育コーディネーターは、校（園）内委員会の構成メンバーへの連絡調整、招集及び効率的な運営を行う役割を担っています。また、校（園）内委員会で検討する際の資料を作成・依頼したり、収集された情報等を整理して校（園）内委員会に提案することも大切な役割です。さらに、校（園）内委員会での結果を整理し、具体的に支援する際の個別の指導計画の立案、支援チームの構成などを行う役割もあります。

さらに校（園）内委員会の結果、ケース会議が必要になった場合には、ケース会議のメンバーの検討や連絡調整、運営等を行うことも必要になります。

その他、個別の指導計画に基づいた実践についての評価を行うための校（園）内委員会の招集、運営なども行いましょう。

個別の教育支援計画の作成・活用について

個別の教育支援計画は、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等と連携を図り、効果的な支援を進めるためのものです。

特別支援教育コーディネーターは、これらの関係機関や保護者と連携しながら、個別の教育支援計画を作成していく中心的な役割を担っています。

具体的には、個別の教育支援計画を作成する場合には、保護者の参画や関係機関からの情報や連携が重要になるため、保護者や関係機関との連絡調整等が、特別支援教育コーディネーターの大切な役割になります。

個別の指導計画の作成・活用について

個別の指導計画は、子どもの実態把握のための情報収集、目標の設定、具体的な実践計画、評価を記録し、支援内容や方法の改善を図るという PDCA サイクルを行うための重要なツールの一つです。

特別支援教育コーディネーターは、子どもの実態を把握し、個別の指導計画を作成していく中心的な役割を担っています。

具体的には、全職員で作成したり、校（園）内委員会で作成したり、チームで作成したりするなど、どのような作成方法がよいのか、学校（幼稚園等）の実情に応じて、円滑に作成が進められるよう、特別支援教育コーディネーターが中心となって、子どもに関わる情報の収集や整理、様式の検討や手順などを計画していくことになります。

保護者との連携

保護者からの相談が学級担任や校（園）長などにあつた場合は、学級担任等と連携を図りながら、特別支援教育コーディネーターが学級担任等と一緒に保護者の相談に対応することになります。

保護者と学校（幼稚園等）が協力しながら支援を進めていくためには、信頼関係が大切です。まず、カウンセリングマインドを大切に、保護者の気持ちに共感しながら信頼関係を築きましょう。

特に小学校や幼稚園等においては、発達障がいも含めて、障がいの早期発見・早期支援が重要であることに留意し、保護者の気づきや悩みなどに配慮し、保護者との連携を図りましょう。

関係機関との連携

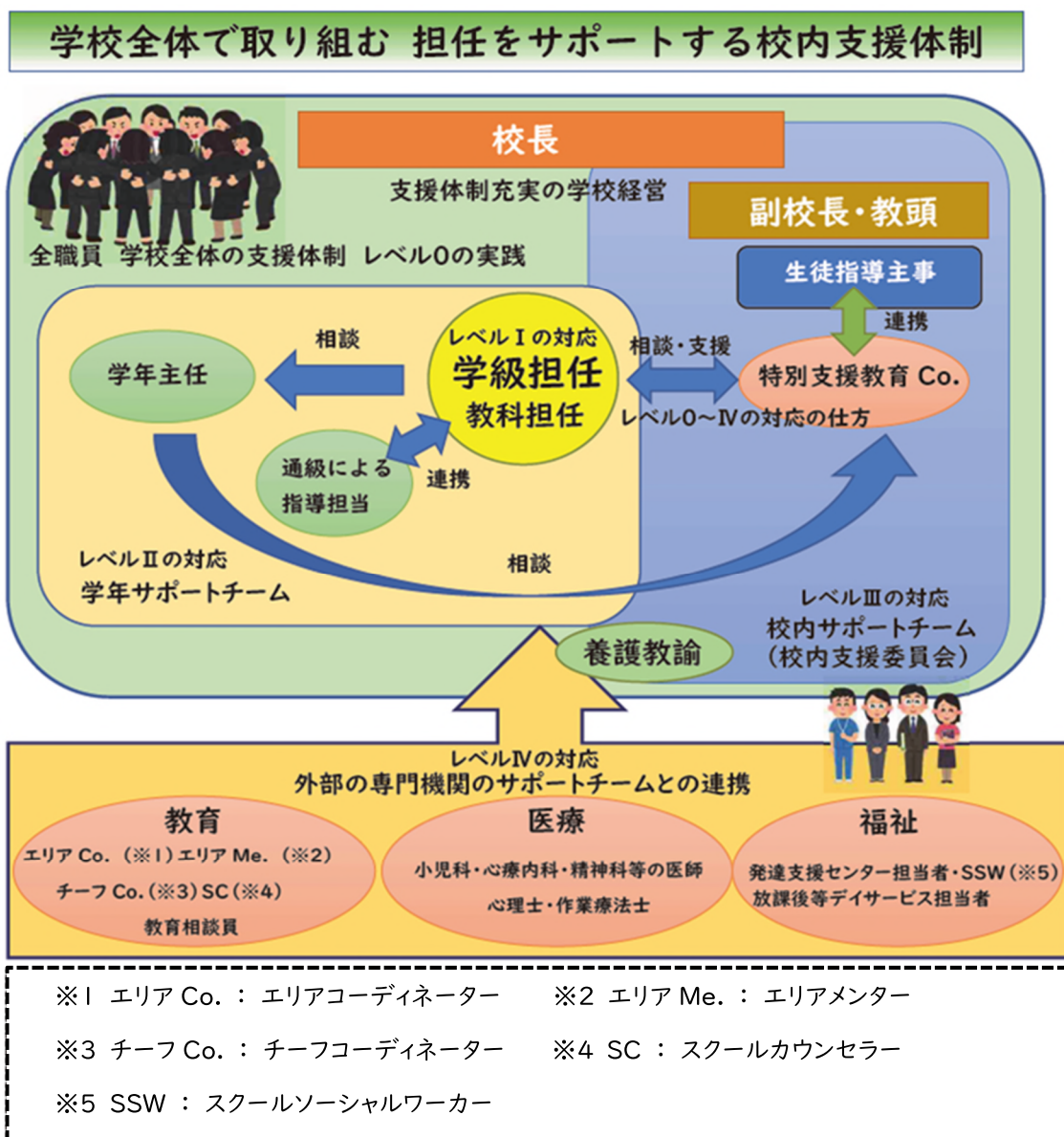
特別支援教育コーディネーターは、関係機関と連携を図るため、校（園）内の連絡調整の窓口となる役割を担っています。具体的には、地域の関係機関はどのようなところがあるのか、また、各関係機関がどのような内容の相談に応じているか等の情報を把握しておくことが大切です。そして、校（園）内委員会等の結果、関係機関を利用することになった場合に、関係機関との連絡調整を行っていくことになります。その際、必ず事前に管理職に相談し、必要に応じて管理職に窓口になってもらうことも考えられます。

関係機関と連携する際には、校内での支援が十分になされていることが前提となります。P7の『学校全体で取り組む、すべての子どもを対象とした校内支援体制チャート』のレベル0～レベルⅢがそれにあたります。

実際に関係機関と連携する際には、これまで行ってきた支援や合理的配慮、校内委員会の記録等をまとめ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成しておくことが大切です。なお、エリアコーディネーター、エリアメンター、チーフコーディネーターへのメールによる相談や電話相談についてはレベル0から可能です。また、一次的な相談窓口であるサブエリアコーディネーターについても、メールによる相談や電話相談、来訪相談が可能ですので有効に活用するとよいでしょう。

大切なことは、すぐに関係機関に相談するのではなく、まずは校内での段階的な支援を行うことです。特別支援教育コーディネーターは、現在の支援について課題や進捗状況を把握し、校内委員会等を主催する等、職員の共通理解を図りながら子どもの支援に生かしていく必要があります。

なお、エリアコーディネーター、エリアメンターに派遣を依頼する場合には依頼文書が必要となります。依頼文書の形式や手続について分からない場合には、最寄りのエリア拠点校、エリア通級拠点校に相談しましょう。



5 特別支援教育の取組の実際 ～幼稚園等～

幼稚園等での気づき

近年、重度の障がいのある子どもたちは、乳幼児健診等の充実によって、生後早い段階で、適切な診断や早期の療育につながるが多くなってきました。しかし、幼稚園等に在籍している発達障がい等のある子どもたちについては、特別な支援の必要性を早期に見極めることが難しい場合があります。

乳幼児期は、発達の個人差が大きく、同一年齢であっても、これまでの生活環境や性格によって、行動の仕方が大きく異なってきます。そのため、子どもの障がいに家族も気づかないまま入園し、毎日の活動の中で、教職員が他の子どもと比べて気になるところがあることに気づくことも多くあります。

そこで、幼稚園等では、特別な支援が必要な子どもであるかどうか、どのような点に留意して子どもの行動を見ていけばよいかを、教職員が共通理解しておくことが必要になります。また、乳幼児期の子どもの言葉や運動、社会性等の発達の段階について十分把握しておくことも重要です。子どもを見る視点には、以下のようなものがあげられます。

○ 基本的な生活習慣に関すること

手先の不器用さ、箸やスプーンの持ち方、衣服の着脱の仕方、食事の仕方、偏食、排泄の仕方等

○ 身体の動きに関すること

歩き方、走り方、姿勢、階段の昇降、運動遊びの仕方、遊具遊びの仕方、バランス運動の様子等

○ 集団のきまりやルールを守ること

集団行動への参加、課題への取組、ごっこ遊びへの取組、ルールのある遊びへの取組、活動の見通しの理解、注意集中の状態、情緒の安定等

○ 適切なコミュニケーションを取ること

発音・発語の状態、会話のやり取り、大人や子ども同士との関わり方、話題の内容等

○ 見る、聞く等の感覚に関すること

目つき、見え方、見るときの姿勢、細かい作業への取組、大きな音や小さな音への反応等

実態把握の方法

特別な支援が必要な子どもの実態把握を行うには、まず、園生活全般における基本的な生活習慣や友だちとの関わり、言葉の状態等、日々の行動観察が大事になります。行動観察はそれぞれの教職員で毎日、記録されていますが、気になる行動については、項目を検討して行動観察記録表を作成し、記録するとよいでしょう。この記録を整理し、実態を把握します。複数の教職員の視点で行うことも重要です。また、標準化された検査やチェックリスト等を用いての実態把握の方法も必要です。実態把握は、園生活だけではなく、保護者と連携して、家庭生活の聞き取り等を行い、保護者の願いや本人のニーズを十分に聞き取り、多面的に把握しておきましょう。必要に応じて、市町村の保健師等との連携により、支援を必要とする子どもの実態を把握していくことも大切です。

発達検査の例

- 遠城寺式乳幼児分析的発達検査法・・・運動・社会性・言語の3分野から質問項目を構成し、乳幼児発達の傾向を全般的にわたって分析し、子どもの発達の状態を見出す検査
- 津守・稲毛式 乳幼児精神発達診断法・・・質問紙により、乳幼児の発達状況をとらえる検査
- 新版 S-M 社会生活能力検査法・・・子どもの社会生活能力を捉える検査

特別支援教育の体制

まずは、園長を始めとする管理職がリーダーシップを発揮し、積極的に特別支援教育の推進を行うことが大切です。園内の教職員に対して、研修等を行い特別支援教育についての理解を深め、園内の特別支援教育の体制を作ることが重要です。「インクル COMPASS (国立特別支援教育総合研究所)」などを使って、園内の支援体制を評価してみるとよいでしょう。

特別な支援が必要な子どもについては、園内委員会を開催し、一人一人に応じて、きめ細かに適切な支援の方法を考えていきます。園内委員会で検討された内容を基に個別の指導計画を作成し、教職員が共通理解して適切な指導や対応を行えるようにしていくことが必要です。

また、各行事の前には、園全体で一貫した共通の支援が行えるよう話し合いを行い、組織的な支援ができるような体制を整えることも大切です。

職員の支援体制を構築するためには、幼稚園、保育所等内外の研修を通して、すべての教職員が特別支援教育についての知識、理解を深め、指導や支援に関する技術・技能の習得をすることが必要になります。

保護者との連携

乳幼児期段階の保護者は、子どもの成長の中で様々な不安や悩みを抱えていることがあります。まずは、保護者の気持ちや思いを受け止め、相互の信頼関係を築くことが大切です。保護者の気持ちに寄り添うことで、多くの情報を共有することができます。家庭において、困った行動や日ごろの生活の中で気になっていることはないか等を聞き取っていき、園での支援に生かしていきます。園の生活で上手にできていること、工夫していること等、子どもへの具体的な手立てを伝えることも大切です。

また、個別の相談等で知り得た情報については、プライバシーの保護、秘密の保持に留意しましょう。保護者の心情によっては、相談を行う場所、時間帯等にも考慮しておくことが大切です。

関係機関との連携

各市町村の保健所や保健センターでは、1歳6か月健診、3歳児健診等の結果から、支援を必要としている幼児、保護者に対して、丁寧にフォローアップをしています。保護者の了解を得ながら、保健師等と連携をとることで多くの情報を共有することができます。

特に就学前の幼児は、更にきめ細かな支援体制を作っていくために小学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連絡を取り合い、適切な対応を図っていくことが大切になります。その他、発達支援センターや医療機関等の専門機関と連携を図り、必要に応じて助言等を得ることも必要です。また、就学前には、小学校等との交流学習や職員同士の連絡会、情報交換、相互理解の交流等を行い、積極的な連携を図るように配慮していきます。特に、特別支援学級や特別支援学校への就学については、市町村の教育委員会へつないでいくことが大切です。

幼稚園等での特別支援教育コーディネーターの活動例

月	園の行事等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
4	入園式 始業式	啓発・共通理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長による特別支援教育に関する内容の啓発 ・ 特別支援教育コーディネーターの指名 ・ 前年度の引継ぎ ・ 幼児の実態把握、行動観察 ・ 家庭訪問、保護者会等を活用した保護者の願いや生育歴の聴取
5		個別のプロフィールの作成、整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談のアンケートの実施 ・ 保護者からの聞き取り、資料からの抜粋での作成 個別の指導計画の目標設定、支援方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画に基づく支援の実施 ・ 指導の手立てについて職員間で共通理解と確認
6		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画に基づく支援の実施
7	(夏休み)	短期目標の見直し、次の目標設定、確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで行ってきた支援の評価 ・ 今後の指導の修正、支援の手立ての確認
8		就学相談会への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村委員会の就学相談への参加
9		ケース検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年からの反省からの共通理解 ・ 昨年の反省を生かした運動会、発表会での支援の検討と準備
10	運動会	個別の指導計画の目標設定、支援方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の実際、手立て

月	園の行事等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
11	発表会 小学校見学	小学校及び特別支援学校の見学 ・ 実態に応じた学校見学の実施と情報の共有 短期目標の見直し、次の目標設定、確認 ・ これまで行ってきた指導の評価 ・ 今後の指導の修正、指導の手立ての確認 小学校就学前健診後の教育委員会との連携
12	(冬休み)	個別の指導計画の目標設定、支援方法の検討 ・ 支援の実際、手立て
1		短期目標の見直し、次の目標設定、確認 ・ これまで行ってきた指導の評価 ・ 今後の指導の修正、指導の手立ての確認
2		小学校との連絡協議会(小学校との引継会)の参加 保護者との面談
3	卒園式 終業式	次年度への引継事項の整理、確認
	年間を通して	・ 1歳6か月・3歳健診等の情報交換 ・ 保健師、療育機関、教育機関の巡回相談の活用 ・ 園内の職員、保護者へ特別支援に関する啓発 ・ 対象となる幼児に対してのケース会や事例検討会の実施

6 特別支援教育の取組の実際 ～小学校～

小学校での支援の気づき

小学校では6年間という長い期間を過ごすため、学年や発達段階に応じて変化していく子どもたちの様子に沿った気づきの視点が必要です。視覚や聴覚の困難さに関しては、本人からの訴えが弱い場合があるため、周囲からの早期の気づきが必要です。

低学年では、学校生活への適応や学習に向かう姿勢、日常生活の場面での様子などに目を配っていきます。登下校の様子や放課後の過ごし方についても情報を得ていきます。特に新入児については幼稚園等との情報交換が必要です。

中学年では、クラスの人数が多くなり、教科の学習も多くなります。学習の定着や学習に向かう姿勢の面で実態差が大きくなる時期でもあり、低学年のうちはあまり目立たなかった児童へも目を向けていく必要があります。

高学年では、身体的・心理的な成長時期に合わせた気づきが必要です。不登校や非行・暴力などの二次的な状況も考えられるため、早期の気づきが求められます。

実態把握の方法

障がいを見出すということではなく、どのような支援を必要としているかを知るために実態把握を進めていくことが大切です。学年の先生や専科担当、養護教諭などの協力を得て実態把握していくことで、より詳しく客観的な情報の整理ができます。

日常の学校生活等での様子を行動観察し、記録としてまとめていきます。出来事だけではなく、時間帯やその前後の状況、その出来事の後に周囲がどう対応したかを加えて記録していきます。実態把握シートやチェックリストを活用して実態把握を行う場合は、できるだけ複数の職員で観察していくようにしましょう。自宅での様子や保護者の困っていることなど、面談や家庭訪問等による聞き取りを行います。

すでに診断等を受けている場合、医療機関などの関係機関でより詳しい実態に関する情報が得られることが考えられます。保護者と十分な話し合いを行った上で、情報提供を受けることも必要です。

学級での支援

実態からどのような支援が必要であるかを検討し、学級で工夫できることや家庭との連携で取り組めることについて支援を行います。「実態把握はできたが、どう支援したらよいか分からない」「個に応じた特別な支援を、本人や周りの児童にどう伝えたらよいか」といった悩みが出てくることが考えられます。担任が一人で悩むのではなく、学年会や校内委員会等を活用した検討が行えるよう、特別支援教育コーディネーターは担任との情報交換を進めていきます。

校内委員会・ケース会議の開催

校内委員会は、適切な支援を計画的・組織的に行うために各学校の状況に応じて柔軟に運営していきます。定期的な実施だけでなく、臨時的に開催することもあります。担任や特別支援教育コーディネーターが悩みを抱え込んでしまわないよう、校長の強いリーダーシップの下で組織的に支えていくことが必要です。

個々の児童の具体的な支援方法などの更なる検討のために、ケース会議を行います。担任や特別支援教育コーディネーター、学年主任など支援に当たる校内の職員で行いますが、保護者や関係機関の方々にも集まってもらい多面的に検討することも考えられます。新入児や卒業生の引継ぎのために、幼稚園等や中学校とのケース会議を行う場合もあります。

校内委員会を設置するに当たっては、独立した委員会として新規に設置したり、既存の校内組織(生徒指導部会等)に校内委員会の機能を持たせたりするなどの方法があります。それぞれ利点があり、各学校の実情を踏まえて設置することが大切です。

また、校内委員会の構成員としては、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、通級指導担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童の学級担任、学年主任等が考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、校内支援体制を作るために必要な者を校長が判断した上で、構成員とすることです。

校内支援体制

担任の気づきから、実態把握、学級での支援、校内委員会を中心としたケース会議や教育相談までの流れについて説明しました。このような流れでスムーズに行えない場合は、校内支援体制に不具合が生じている可能性があります。「インクル COMPASS(国立特別支援教育総合研究所)」などを使って、校内支援体制を評価して見る必要があります。問題点が明らかになったら、校長のリーダーシップの下、支援体制の工夫を行います。

保護者との連携

保護者の複雑な思いに寄り添いながら、一緒に解決していくための関係づくりを心がけましょう。保護者も、十分に理解していくためには時間がかかることがあります。そのためにも、校内委員会等を活用して、長い期間を通して分かり合っていく姿勢が重要です。

支援が必要な児童の保護者だけでなく、保護者全体や地域に対して特別支援教育に対する理解を普及・啓発していくことも大切です。PTA総会や地域行事などの中で、特別支援教育に関する学校の取組を紹介し、理解を求めていきます。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

子どもたちは学校だけではなく、家庭や地域の中で暮らし成長していきます。多くの関係者や関係機関による一貫した支援を行っていくために「個別の教育支援計画」を作成します。対象の児童に関わる医療、福祉、労働等の様々な分野からの視点で、個々のニーズや支援の目標、内容、評価について支援を行う機関の役割を明確にして記載します。

また、実態に基づいた支援の方法や目標を設定して、計画的・継続的に支援していくために「個別の指導計画」を作成します。個別の指導計画には児童一人一人の特性などに合わせて、きめ細かな指導が行えるよう、具体的に指導目標や指導内容・方法などを記載するよう学校ごとに書式を

定めておく必要があります。中学校への引継資料としての活用が考えられるので、中学校区ごとに統一した書式を利用する工夫も必要です。

※個別の教育支援計画・個別の指導計画については、「Ⅱ 実践編」の「5 個別の教育支援計画」及び「6 個別の指導計画」も参考にしてください。

関係機関との連携

児童への支援がうまくいかない場合や支援の方向性が明確にできない場合など、小学校だけでは解決できないことがあります。その場合は、校内委員会で関係機関との連携の必要性について検討します。関係機関も、医療・福祉・教育などそれぞれの立場から協力できることがありますので、状況に応じた関係機関への適切な連携を求めましょう。管理職が、関係機関との連携が必要かどうかについて最終的な判断を行った後、特別支援教育コーディネーターは、連携の窓口として日程の調整などを行います。

小学校の特別支援教育コーディネーターの活動例

月	行事・会議等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
前年度	校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入児保護者教育相談の計画・運営 ・ 卒業生に関する中学校との引継ぎ ・ 次年度への引継事項の整理 ・ 校内委員会の招集・運営(校内体制について、年間計画の反省) ・ 支援が必要な児童の校内引継の準備(個別の教育支援計画、個別の指導計画の確認と次年度前期分の計画作成)
4	始業式 入学式 校内委員会 職員会議 参観日 PTA 総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な児童の校内引継の計画・実施 ・ 新入児の情報収集と引継ぎの計画・実施 ・ 校内委員会の招集・運営(校内体制及び年間計画の検討→校長が職員会議で共通理解を図る) ・ PTA 総会にて保護者への啓発(相談窓口の紹介) ・ 前年度担任から引継いだ個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容の確認
5	校内実態把握月間 特別支援教育研修会①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の研修ニーズ調査アンケート ・ 研修会①の計画・実施(実態把握シートを活用した実態把握の進め方、個別の指導計画等の作成方法) ・ 児童クラブ等との情報交換会を計画・実施
6	校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内委員会の招集・運営(実態把握月間の報告、教育相談計画及び関係機関との連携を検討、特別支援教育便りの発行準備) ・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の呼び掛けと作成状況の確認 ・ 本年度の個別の教育支援計画・個別の指導計画の見直し・検討
7	夏季休業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会②の計画(外部講師招聘) ・ 夏季休業中の教育相談 ・ 幼稚園等との合同連絡会の計画・実施(新入児についての情報交換、学童保育での様子、次年度入学予定児の状況確認) ・ 小・中学校等特別支援教育連携会議(個別の指導計画、個別の教育支援計画の様式検討、児童生徒についての情報交換)
8	特別支援教育研修会② 校内委員会 校内教育支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会②の計画・実施(アンケート結果による内容、外部講師招聘) ・ 校内委員会の招集・運営(巡回相談活用の必要性の検討、特別支援教育便り発行準備) ・ ケース会議(運動会、学習発表会に向けた支援の検討) ・ 校内での在籍変更や、卒業生の進路等についての協議
9	運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会練習での支援について校内で共通理解 ・ 巡回相談の計画と実施(個別ケースごとに巡回相談の必要性に応じた派遣手続)

月	行事・会議等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
10	修学旅行 宿泊学習 特別支援教育研究授業	臨時 校内 委員 会・ ケ- ス 会 議・ 教 育 相 談・ 巡 回 相 談 の 活 用
11	就学児健診 学習発表会 特別支援学級作品展	
12	冬季休業 特別支援教育研修会③	
1	校内委員会	
2	新入学児説明会	
3	校内委員会 卒業式 修了式 学年末休業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議(修学旅行や宿泊学習に向けた支援の検討) ・ 特別支援学級作品展実施の協力 ・ 特別支援教育の視点を含んだ研究授業の計画と検証 ・ 就学児健診での教育相談 ・ 個別の指導計画見直しの呼び掛け(支援の評価と目標・手立ての検討) ・ 研修会③の計画・実施(特別支援学校と連携して学年ごとに合同ケース会議、個別の指導計画の見直し) ・ 校内委員会の招集・運営(巡回相談活用の必要性の検討、幼・保・小・中連携会議の計画、特別支援教育便り発行準備) ・ 新入学児保護者へ特別支援教育の啓発や教育相談の紹介 ・ 幼稚園や保育所等と合同連絡会の計画・実施 ・ 小・中学校等特別支援教育連携会議(新入生徒について引継ぎ) ・ 校内委員会の招集・運営(年間のまとめ、次年度の活動計画検討) ・ 支援が必要な児童の校内引継準備(個別の指導計画、個別の教育支援計画の確認) ・ 次年度以降の在籍変更や、次年度の卒業生の学びの場についての協議

7 特別支援教育の取組の実際 ～中学校～

中学校での支援の気づき

基本的には、小学校までに子どもの特性などに気づいて、中学校へ支援の引継ぎが行われることとなりますが、中学校段階で新たに、不登校や登校渋り、うつ傾向、非行や暴力等の二次的な障がいとして現れる場合がありますので、次のような点に注意をしましょう。

- ・ 学力不振、特定の教科や内容において苦手さがある。
- ・ 友達とのトラブルや不登校、問題行動等が頻繁に見られる。
- ・ 不眠、食欲不振、朝夕の体調の差、体のだるさなどの身体的な症状や、やる気が出ない、楽しめない、気持ちの切り替えがなかなかできないなどの精神的な症状がみられる。

実態把握の方法

中学校は、教科担任や部活動顧問など、複数の職員が関わるため、学級担任だけで生徒の実態を把握することは難しいでしょう。校内全体で関わりのある職員ができるだけ複数で実態把握を多面的に行うこととなります。

学級での支援

中学校の授業は、教科担任制であるため、子どもの特性や支援の方法について、全職員が共通理解しておくことがとても大切です。例えば、書くことが苦手な生徒について、どの教科でも書く活動の時には、マス目の入ったノートを使用させたり、衝動的で注意集中することが困難な生徒には、実験や実習の際には、安全面に配慮をしたりするなど、どの教科担任でも同じような支援ができるように共通理解を図って支援を行うことが大切です。

校内支援体制

中学校では、学力の低下や不適応行動、不登校や非行など、二次的な障がいが見れたり、深刻化したりする場合があります。このような観点からも、中学校では、二次的な障がいへの予防に重点をおいた支援体制が必要になります。そのため、「インクル COMPASS(国立特別支援教育総合研究所)」などを使って、学校の支援体制を評価してみることが必要です。そして、特別支援教育コーディネーターを中心に、生徒指導主事や養護教諭等と連携を図り、全職員で支援チームを編成して校内支援体制を構築していく必要があります。

校内委員会の開催

中学校の校内委員会においては、生徒指導主事や進路指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーなど二次的な障がいや進路等を考えたメンバーで構成する必要があります。また、他の委員会等を兼ねたり、又は連携したりしながら、校内委員会を計画的かつ効率的に行いましょう。

ケース会の開催

中学校でのケース会議は、本人や保護者、様々な校務分掌の担当者や関係機関など、ケースによって、メンバーを精選して、招集することが大切になります。

また、小学校からの引継ぎのためのケース会議や高等学校等へ情報を提供するためのケース会議を計画し、運営することも大切になります。

保護者との連携

中学校の段階では、保護者は子どもについての捉え方が、ある程度固まっている場合があり、子どもの問題が表面化してから相談につながるケースも少なくありません。できるだけ二次的な障がいや予防するという観点を踏まえ、保護者には気づきの目を早めにもってもらう必要があります。保護者への特別支援教育や校内での支援体制等の情報を積極的に提供するようにしましょう。

また、保護者は学級担任に相談する機会が多いので、特別支援教育コーディネーターは、学級担任と連携を密にしながら、相談体制を検討し、進路や将来的な視点も含めた相談ができるようにしましょう。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

子どもたちは学校のみならず、家庭や地域社会の中で自立に向け成長していきます。多くの関係機関が連携し、将来を見据えた一貫した支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成します。対象の生徒に関わる医療、福祉、労働等の専門的な視点から、個々のニーズや支援目標、各機関の役割を明確にし、社会への円滑な移行を目指します。中学校では、小学校からの引継ぎを積極的に行うため、小中合同連絡会などを開催し、これまでの支援経過や個別の指導計画の内容等を把握しておく必要があります。また、小学校での個別の指導計画をもとに中学校では、どのような支援を行っていくのか、校内委員会で十分に検討しましょう。また、卒業後の進路についても、個別の教育支援計画に盛り込む必要があるでしょう。

中学校は、教科担任制ですので、教科等の担当者は、個別の指導計画の内容を共通理解しておく必要があります。特別支援教育コーディネーターを中心に、全職員が共通理解を図る場の設定も大切になります。

さらに、中学校卒業後の進路先に積極的に個別の指導計画についての情報を提供しましょう。基本的には、保護者の同意があれば、そのまま個別の指導計画を渡すことも可能ですので、保護者との話し合いも十分に行いましょう。

※個別の教育支援計画・個別の指導計画については、「Ⅱ 実践編」の「5 個別の教育支援計画」及び「6 個別の指導計画」も参考にしてください。

関係機関との連携

関係機関と連携する際には、生徒への支援がうまくいかない場合や支援の方向性が明確にできない場合など、校内で十分に検討した結果、関係機関との連携が必要という校内委員会での結論が必要です。そして、そのことを特別支援教育コーディネーターが十分に把握し、窓口として連携を図ることになります。

学級担任から相談を受けて、特別支援教育コーディネーターの判断で関係機関に連絡をするのではなく、外部（関係機関）に伝える場合は、学校の考え方として受け止められますので、管理職を交えた校内委員会で検討した上で、連携を図るようにしましょう。

進路についての支援

具体的にどういう進路先があり、どのような教育課程があるのか、情報を把握しておく必要があります。特に、特別支援学校の高等部や高等特別支援学校への進学を考える場合に、出願手続や、対象となる障がいの区分及び障がいの程度等の情報も確認しておきましょう。また、そのためには早めの進路指導が必要になります。

県立高等学校等の進学を考える場合には、入学試験における配慮について、特別な配慮が可能なかどうかを中学校校長から入学希望先の高等学校等へ伝え、話し合いを行う必要があります。配慮の前提や申請の流れについては、毎年、県が示す「宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」に定められますので、確認しましょう。

また、私立高等学校の中には、生徒の特性に応じたコースのある学校もあり、具体的にどのようなカリキュラムなのか、入学の条件などについて情報を把握しておきましょう。

県立高等学校等、私立高等学校のいずれの場合でも、入学試験の合格後には、高等学校等の特別支援教育コーディネーター等と連携し、入学後の学校生活における配慮事項等についての情報共有をする機会を設けるようにします。

その他、広域通信制高等学校や専修学校等など、進路先は多岐に渡っているため、それぞれの学校の特色等について情報提供ができるようにしておくことが大切です。

中学校の特別支援教育コーディネーターの活動例

月	特別支援教育コーディネーターの活動内容
4	<p>校内委員会のメンバーの検討、招集と運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職と話し合い、校内委員会のメンバーを決定 ・ 校内委員会を開催し、本校の特別支援教育及び校内支援体制について提案、検討、決定 <p>全職員への説明（共通理解）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本校の特別支援教育の基本方針及び校内支援体制について、全職員の共通理解を図るため、職員会等を活用し、校長が説明
5	<p>校内委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な実態把握の方法や手順等について提案、検討、決定 ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について、形式や手順を提案、検討、決定 <p>校内研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態把握の方法や手順について、職員へ説明及び演習等の研修を実施 ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について、職員へ説明 <p>保護者への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA 総会等を活用しながら、保護者へ校内の特別支援教育の基本方針や校内支援体制、相談窓口等についての校長による説明 <p>実態把握表などの回収、集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援の必要な生徒について、実態把握表を回収・集約
6	<p>校内委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態把握の結果に基づき、特別な教育的支援の必要な生徒についての具体的な支援及び体制について検討 ・ 具体的な支援策が決定した生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成 <p>全職員への説明（共通理解）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援の必要な生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を用いながら、全職員へ説明 <p>職員や保護者、地域への理解推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員や保護者、地域に「特別支援だより」等を作成し、情報発信 ・ 保護者へ教育相談の手順等についてのプリントを発行 ・ 次年度入学予定で特別な教育的支援の必要な児童（特別支援学級在籍児童を含む）や保護者に対する学校見学等の実施 <p>職員研修についてのアンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育について、具体的研修ニーズを把握するための職員アンケートの実施
7	<p>研修授業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育の視点を取り入れた研修授業の実施（啓発研修） <p>※ケース会議の開催（適宜実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内委員会の結果を受け、保護者や関係機関との連絡・調整を行い、ケース会議を実施
8	<p>校内委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生で特別な教育的支援の必要な生徒の進路希望把握及び進路先の検討 <p>校内研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師を招いての研修会の実施（職員へのアンケート調査結果に基づいた内容） ※ 事前に外部講師と連絡・調整 <p>保護者との面談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申し出のあった保護者と教育相談を実施 <p style="text-align: right;">※必要に応じて、適宜実施</p>

月	特別支援教育コーディネーターの活動内容
9 11	職員や保護者、地域への理解推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員や保護者、地域に「特別支援だより」等を作成し、情報発信 生徒への理解啓発授業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援の必要な生徒等の特性を理解するための理解啓発授業の実施 校内委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援の必要な生徒についての具体的な支援策の検討 ・ 校内での在籍変更についての協議 ・ 中学3年生で特別な教育的支援の必要な生徒の進路先及び高等学校等への情報提供の検討 <p>※ 必要に応じて、校内委員会やケース会議を開催</p>
12	校内委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援の必要な生徒について、支援の評価及び改善 ・ 新年度入学予定で特別な教育的支援の必要な生徒について、小学校との合同連絡会の検討
1	校内委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援の必要な生徒について、支援の状況等の報告や改善点の検討
2	校内委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の校内支援体制についての評価と改善点の検討 ケース会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象生徒の次年度へ向けた支援の在り方について、保護者や関係機関等を交え検討 職員や保護者、地域への理解推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員や保護者、地域に「特別支援だより」等を作成し、今年度の特別支援教育の取組における成果等の発信
3	校内委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援の必要な生徒について、支援の評価、改善点の検討及び次年度への引継事項等の整理（個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価、引継ぎ） ・ 次年度以降の在籍変更や、次年度の卒業生の進路等についての協議 全職員への説明（共通理解） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な教育的支援の必要な生徒について成果や課題等を説明し、次年度へ向けての共通理解 小学校との合同連絡会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度に入学予定の小学6年生について、校区の小学校の特別支援教育コーディネーターと連絡・調整し、特別な教育的支援の必要な生徒についての情報交換会を実施 高等学校等への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等の特別支援教育コーディネーターと連携し、中学3年生の特別な教育的支援の必要な生徒についての情報交換会を計画し実施

8 特別支援教育の取組の実際 ～高等学校等～

高等学校等での支援の気づき

高校生は、急速な身体面の成長や成熟を特徴とする思春期の心理的発達にありま。自意識が発達し、家族との結びつきが弱くなる一方、学校をはじめとする仲間との関係性が強くなっていきます。反面、他者からの評価が気になり、極端な自己中心的行動や精神面での不適応行動に陥ることもあります。

このような状況が背景にあるため、高校生に見られる学習や行動の困難さが、発達障がい等の障がいによるものかどうか判断が付きにくい場合も多くあります。しかし、発達障がい等のある生徒は、このような困難さに対して周囲が理解を示さず不適切な対応を継続すると、学習上や生活上の困難さに加え、自尊心の低下を招き、不登校や中途退学、非行、暴力等の二次的障がいを示すことも少なくありません。したがって、学習指導や生徒指導を行う際には、「問題の背景に、発達障がい等による困難さがあるかもしれない」と考える適切な気づきの視点をもつことが大切です。

■特別な教育的支援が必要な生徒への気づきの視点（一部）

学習面

- ・説明や指示の聞き落しが多く、聞いていないように見える。
- ・板書を一定の時間内に書き取ることができない。
- ・特定の教科が極端に苦手である。

行動面

- ・集中できず、常に体の一部を動かしている。
- ・整理整頓が難しく、大事な物をよく忘れてたりなくしたりする。
- ・特定の物や順番等への強い固執がある。

対人関係面

- ・場面や状況に合わない発言や行動をする。
- ・冗談や暗黙の了解が通じずに、言葉通りに受け止めてしまう。
- ・一方的に自分の話を続けてしまう。

校内支援体制

高等学校等では、特別な教育的支援が必要な生徒に、学年を中心とした多くの教職員が関わります。また、高等学校等で特別な支援が必要な生徒は、学習面や生活面、対人関係面等に多くの課題を複雑に抱えていたり、二次的障がいへの対応が求められたりするため、一貫した方針の下での支援が特に重要です。したがって、担任が一人で支援を担うのではなく、対象の生徒に関わるすべての教職員が、個々の生徒の教育的支援について理解し、どこでも、いつでも共通した支援を組織的に行えるようにすることが大切です。そのためには、「インクル COMPASS（国立特別支援教育総合研究所）」などを使って、学校の支援体制を評価していただくことが必要です。その上で特別支援教育の校内支援体制を、各校の実態に応じて整備することが重要になります。

校内委員会の開催

高等学校等でも、特別な教育的支援が必要な生徒について、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、適切な支援を組織的、計画的に行うために、特別支援教育に関する校内委員会を設置することとなっています。ただし、校内委員会は、学校の状況によっては、生徒指導・不登校対策委員会等の校内の既存の組織を活用すること等により、運営することも可能です。

校内委員会では、支援が必要な生徒の関係者が一堂に会して、生徒のニーズや実態を共有し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することで支援方を具体化します。保護者や関係機関と連携したり、関係する教職員の共通理解を図ったりすることも必要です。また、特別支援教育推進のための校内研修も企画・運営します。

実態把握の方法

各学校では、特別な教育的支援が必要な生徒の存在や状態を確かめ、一人一人に応じた適切な支援を行うために、生徒の実態把握に努める必要があります。高等学校等では、支援を要する生徒の行動等の背景に、様々な要因が複雑に絡んでいる場合が多くあるため、多面的な情報を収集し丁寧に実態把握をすることが重要です。担任だけではなく、その他の教科担任や養護教諭、部活動担当、生徒指導担当、また、保護者や対象生徒が関わる関係機関、中学校からの情報も集約します。また、生徒の示す困難さについての情報だけでなく、生徒の願いや得意な面、うまく行動できた状況等についても把握し、支援に生かすことが重要です。

<実態把握の方法>

- 行動観察
- 面談等による本人や保護者からの聞き取り
- 対象生徒に関わる教職員等からの聞き取り
- 指導の記録や成績の分析等
- 本人の提出物や学習の記録、ノート、作品等
- 特別な教育的支援の必要性を把握するチェックリスト
- 各種心理検査等

<実態把握の内容>

- 学力・学習の状況
- 性格・行動の状況
- 対人関係・社会性の状況
- 生育歴
- 相談歴
- 医学的な所見
- 本人や保護者の願い

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

特別な教育的支援が必要な生徒が、将来にわたって自立し社会参加していくためには、多くの関係者や関係機関による一貫した支援が必要です。このため、卒業後までを見据えた長期的な視点に立ち、対象生徒のニーズを把握して、関係機関の連携による適切な支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成することが必要になります。

「個別の教育支援計画」は、対象生徒に関わる保護者や医療、福祉、労働等様々な分野の関係者、関係機関が話し合いながら、一人一人のニーズや支援の目標、内容、評価について具体的に記述していくものです。

さらに、この「個別の教育支援計画」に基づき、各学校において対象生徒の実態や教育的ニーズに応じた適切な指導を行うために「個別の指導計画」を作成していきます。生徒の実態やニーズによっては、支援を早期に開始するために、「個別の指導計画」を優先して作成する場合があります。

※個別の教育支援計画・個別の指導計画については、「Ⅱ 実践編」の「5 個別の教育支援計画」及び「6 個別の指導計画」も参考にしてください。

ケース会議の開催

ケース会議は、校内委員会での検討では支援方策の具体化が十分でなかった場合等に、必要に応じて、対象の生徒の関係者が集まって「個別の指導計画」等を基に、さらに協議を行い、生徒への関わり方の方針や具体的な支援の方法等を決めるものです。校内委員会よりさらにメンバーを精選し、少ないメンバーで機動力を発揮して検討できるようにします。保護者の協力の下、必要に応じて対象生徒に関わる医療や福祉等の専門家を招き、多面的にケースの検討を行います。ケース会議では、参加者が意見を十分に出し合い、共通理解した上で検討を進めることが、実際に支援を行っていく上で大変重要です。ケース会議の内容は、校内委員会で報告し、関係する教職員の共通理解を図ります。

支援の実際

各教科の指導では、個々の生徒がどのようなことで困っているのかを把握し、その生徒にあった効果的な支援の方法へとつなげていくことが重要です。教科の特性に応じた支援の仕方や分かりやすい説明の仕方、課題の分量やプリントのレイアウト等、個々のニーズに応じた内容や方法を工夫し、教職員間で共有して生かすことが重要です。

また、発達障がい等のある生徒は、周囲の状況や対応の仕方によって、大きく状態が変化します。些細なことで集中できなくなったり、反対に少しの配慮で落ち着いて取り組むことができたりすることを十分理解し、適切な環境や対応について工夫していくことが重要です。さらに、対象の生徒だけでなく、周りの生徒たちへどのような指導を行うかも重要となります。特別な支援を必要とする生徒は、周囲の生徒たちの関わり方に大きく影響を受けますので、集団づくりや仲間づくりを考慮した生徒指導、学級経営が必要となります。

保護者との連携

高等学校等では、生徒と保護者との関係性が多様になります。また、高等学校等に対する保護者の願いも様々です。保護者を取り巻く環境や心理状態を推察してその気持ちを受け止め、生徒に対する支援をともに考え、協力して取り組んでいこうとする姿勢が大切です。保護者のことを連携して支援を行う重要な関係者の一人であると捉え、情報を共有するとともに、家庭と学校とが役割分担して支援することが望まれます。

関係機関との連携

校内委員会等で検討し、組織的、計画的な支援を行っても、十分な成果を上げることが難しい事例では、特別支援学校等の専門機関との連携を図ることが必要な場合があります。専門機関と連携を図り、助言等を依頼する場合には、事前に校内委員会での検討を行い、これまでの支援の計画や経過についてまとめるとともに、依頼したい内容について十分協議をしておく必要があります。専門機関及びその活用の例には次のような場合があります。

関係機関	関係機関の活用例
<ul style="list-style-type: none">○ 特別支援学校○ 宮崎県教育支援センター「コネクト」○ 基幹相談支援センター○ 児童相談所○ 発達障害者支援センター○ そうだんサポートセンター○ 障害者職業センター○ 障害者就業・生活支援センター○ 地域若者サポートステーション(サポステ)○ 医療機関	<ul style="list-style-type: none">○ 特別支援教育に係る校内研修の講師の依頼○ 生徒への適切な教育的支援についての助言○ 健康・心理、行動面に係る支援についての医師等からの助言○ 生徒の進路、就労についての労働関係機関からの助言

進路についての支援

高等学校等を卒業する生徒の進路の支援では、本人の希望、職業適性等を踏まえ、卒業後の自立や社会参加につながる選択肢を早期に整理して計画的に支援することが重要です。進路先としては、大学・専門学校等、就職(一般就労・職業訓練)、公的な就労支援サービス(就労移行支援、就労継続支援 A・B 型)などが考えられます。各進路先は求められる能力や支援の在り方が異なるため、見学や体験、相談の機会を設定し、本人と保護者にわかりやすく情報提供しましょう。

大学・専門学校等へ進学する場合は、入試や在学中に必要な合理的配慮が得られるか、事前に確認し、申請手続きや必要な書類等の準備を早めに行います。就職を希望する生徒には、ハローワークや就労支援機関と連携して職場見学、職業体験やインターンを実施し、応募書類作成や面接練習、通勤訓練など実践的支援を行います。

進路指導は早期・継続的に行い、本人の意向を最優先に保護者、福祉、医療、就労支援機関等と連携して支援体制を整えます。

高等学校等での特別支援教育コーディネーターの活動例

月	校内支援体制に関する会議等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
4	職員会議 ・ 特別支援教育推進計画の提案(校長より) 第一回校内委員会 ・ 年間計画の確認 ・ 実態把握、校内研修等の検討 ・ 支援の継続の確認、引継ぎ PTA 総会 ・ 保護者に対する特別支援教育体制についての理解啓発	・ 特別支援教育の校内推進体制の計画案作成 ・ 校内委員会年間計画作成 ・ 支援に必要な生徒の引継資料の確認・整理（個別の指導計画・教育支援計画） ・ 校内委員会の招集・運営 ・ 実態把握の方法について立案 ・ 研修の内容・講師について立案（特別支援学校と連携） ・ 校内委員会の内容の職員への周知 ・ PTA 総会での「特別支援教育に関する説明」 ・ 保護者・本人との教育相談（通年随時） ・ 「特別支援教育だより①」発行
5	第一回特別支援教育校内研修会 ・ テーマ「特別支援教育の理解と対応」 第二回校内委員会 ・ 実態把握の結果 ・ 支援に必要な生徒のリストアップ ・ ケース会議の計画検討	・ 校内研修のアンケート実施 ・ 実態把握の実施（チェックリストの配布） ・ 実態把握の結果のまとめ ・ 校内委員会の招集・運営 ・ 支援が必要な生徒についての情報収集 ・ ケース会議の計画の立案 ・ 個別の指導計画についての立案
6	ケース会議①(校内) ・ 個別の指導計画の作成	・ ケース会議のメンバーの検討、招集、運営 ・ 支援が必要な生徒の対応について、職員への周知
7		・ 「特別支援教育だより②」発行
8	第三回校内委員会 ・ 支援に必要な生徒の経過確認 ・ ケース会議の報告、校外の関係機関との連携の検討 ・ ケース会議の計画検討 第二回特別支援教育校内研修会 ・ テーマ「障がい特性に応じた支援の在り方」	・ 支援が必要な生徒についての情報収集 ・ 校内委員会の招集・運営 ・ 支援が必要な生徒のニーズに応じた関係機関との連携について立案 ・ ケース会議の計画の立案 ・ 校内研修のアンケート実施
9	ケース会議②(含・関係機関) ・ 個別の教育支援計画の作成(卒業後の移行支援の検討)	・ 保護者や対象生徒のニーズに応じた関係機関との連絡調整 ・ ケース会議のメンバーの検討、招集、運営 ・ 支援が必要な生徒への対応について職員への周知
10		
11	第四回校内委員会 ・ 支援に必要な生徒の経過確認 ・ ケース会議の報告	・ 支援が必要な生徒についての情報収集
12		・ 「特別支援教育だより③」発行
1		・ 支援が必要な生徒についての情報収集

月	校内支援体制に関する会議等	特別支援教育コーディネーターの活動内容
2	第五回校内委員会 ・ 今年度の活動のまとめ ・ 支援の必要な生徒の支援のまとめ ・ 引継連絡会の計画	・ 校内委員会の招集・運営 ・ 支援の必要な生徒の引継資料の整理・保管（個別の指導計画・教育支援計画） ・ 引継連絡会の内容の検討
3	引継連絡会 ・ 来年度の特別支援教育の推進計画 職員会 ・ 特別支援教育推進のまとめ	・ 中学校や進路先との引継連絡会の運営、資料準備 ・ 引継連絡会の招集・運営 ・ 特別支援教育の推進計画の立案 ・ 特別支援教育の現状と課題について立案

Ⅱ 実践編

Ⅰ 特別支援教育等の理解啓発

Q1 教職員への理解(校内研修等)を進めるには、どのようにすればよいですか？

学校や幼稚園等では、特別支援教育の取組だけでなく、多くの研究や課題をもちながら幅広い分野についての取組を行っています。そのため、特別支援教育の視点を取り入れることで学校(幼稚園等)・学級経営にもメリットが大きいという意識が持てるように理解を進めることが大切です。

- 基本方針の説明と共通理解
- 校内研修の年間計画の作成
- 管理職のリーダーシップによる周知
- アンケートによる研修ニーズの把握
- ハンドブックや通信等による継続的啓発

まず、年度当初に学校(幼稚園等)経営の中で、特別支援教育の推進や充実のための基本方針等を教職員に対し説明を行い、共通理解を図ることが大切です。そのためには、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会で管理職等と十分に話し合いながら、本校(園)における特別支援教育の基本方針等を確認し、特別支援教育を推進していくための校内支援や相談の流れ、校内研修等の特別支援教育についての年間計画を作成しましょう。そして、校長のリーダーシップ(校長から説明をしてもらうとよい)のもと、職員会等で説明をし、全教職員の共通理解を図ります。また、これらの基本方針を学校経営案や学校要覧等に掲載するようにしましょう。

学校(幼稚園等)内の教職員を対象とした研修や授業研究を計画する際には、学校(幼稚園等)の実情を把握するためにも、どのような研修等が必要なのかアンケート等を実施し、教職員のニーズの把握を行って研修を計画するとよいでしょう。その際、UDハンドブックやアスセシブルデザインハンドブックを積極的に取り入れていきましょう。また、特別支援教育に関する通信等を定期的に教職員向けに発行するとよいでしょう。

Q2 保護者への理解を進めるには、どのようにすればよいですか？

学校（幼稚園等）だけが子どもの特性に気づき、保護者が子どもの特性に気づかない場合は、学校（幼稚園等）からのアプローチが難しくなるケースもあります。保護者が発達障がいや特別支援教育について理解をし、子どもの特性等に早期に気づき、適切な支援を行えるようにするためにも、保護者への理解啓発は重要です。

- 基本方針や支援体制・相談窓口の説明
- 各種通信や公的資料を活用した情報提供
- 特性理解や多様な学びに関する研修の実施
- オープンスクールや教育相談週間の活用

保護者に対しても、職員同様、学校（幼稚園等）の特別支援教育の基本的な考え方や学校（幼稚園等）内の支援体制、教育相談の窓口や手順などについて、PTA総会や参観日等の際に説明をする必要があります。

その他にも、特別支援教育や発達障がい、子育てに関することなどについての研修や情報提供を計画的に行いましょう。

例えば、学校だよりや園だより、保健だより、特別支援教育だよりなどの発行物を作成したり、活用したりして、保護者への理解啓発を進めることができます。また、国が作成した発達障がいに関するパンフレットや特別支援教育に関するパンフレット等も活用できます。通信等を作成する場合には、保護者が前向きに捉えられるような内容にすることもポイントとなります。

さらに、参観日に講演会を企画したり、家庭教育学級や学校保健委員会などを活用し、特性理解や多様な学びについての研修を計画したりすることもできるでしょう。

場合によっては、オープンスクールの際に、特別支援学級等での支援の様子等を在籍以外の保護者にも参観してもらい理解を深めることも有効です。

その他、教育相談週間を設けて、保護者の困難さや気づきを聞き取り、適切な支援へつなげることも大切です。

Q3 地域への理解を進めるには、どのようにすればよいですか？

現在、特別支援教育や発達障がい等について、地域の方々が正しい情報を得る機会は、十分だとは言えません。しかし、子どもたちは家庭や学校（幼稚園等）だけで育つのではなく、地域社会の中で多様な人と関わりながら成長し、将来は社会の一員として自立していく存在です。そのため、地域の理解を得ることは、子どもたちの安心・安全な生活環境を整える上で欠かせません。

- 教育活動の公開やミニ講演会の実施
- 学校だよりや回覧板等による継続的な発信
- 特別支援教育について相談できる学校（幼稚園等）としての地域への周知
- 学校運営協議会等での現状報告と情報共有

地域の方々へ理解啓発を行う最も効果的な方法は、実際の教育活動を参観してもらうことです。オープンスクールの際に、特別支援学級等での授業公開や、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境を直接見ていただく機会をつくりましょう。また、地域向けの学校開放講座等で、発達障がいの特性や関わり方のコツをテーマにしたミニ講演会を企画することも有効です。

紙面を通じて継続的に情報を届けることも大切です。学校だより（園だより）や特別支援教育だよりを、校（園）内だけでなく自治会の回覧板を活用して地域に回しましょう。

発信の際は、専門用語を並べるのではなく、「学校（幼稚園等）としてどのような子どもを育てたいか」「そのためにどのような支援を行っているか」を分かりやすく伝える工夫が必要です。学校（幼稚園等）全体の教育方針の中に特別支援教育を位置づけ、相談窓口（コーディネーター）を明記することで、地域の「相談しやすい学校（幼稚園等）」としての信頼感にもつながります。

学校運営協議会や地域の教育連絡協議会などの場で、学校（幼稚園等）における特別支援教育の現状や課題を定期的に報告しましょう。地域住民の代表者と情報を共有することで、登下校（園）時の見守りや地域の行事において、子どもたちがより適切な支援や配慮を受けやすい土壌が作られます。

それぞれの地域の実情に応じて、多様な機会を捉えながら工夫して取り組みましょう。

Q4 周りの子どもたちへの理解を進めるには、どのようにすればよいですか？

学級の子どもの中には、「あの子はどうしてあんな行動をするのだろうか？」などの疑問をもつ子どもたちもいます。発達年齢によっては、説明をしても理解が難しい場合もあります。

- 教職員による適切な関わりとモデルの提示
- 本や疑似体験プログラムを活用した特性理解
- 人権教育週間等での計画的な授業実践
- 肯定的な関わりによる自分自身の良さへの気づき

周りの子どもたちが発達障がいや特別支援学級等について理解するには、発達年齢等によって具体的な取組は変わりますが、子どもたちは、学校や幼稚園等の職員の関わり方をモデルとしています。まずは、基本的な姿勢として、職員が特別な支援を必要とする子どもたちに対して適切な支援や関わり方のモデルを示しましょう。そのことで、周りの子どもたちは、対象の子どもにどう関わればよいかを自然に学習することになります。

具体的に周りの子どもたちに理解を進めるために、市販されている子ども向けの本を活用する方法があります。「みんなそれぞれに得意不得意がある」ことを理解するための絵本や、子どもが読んで理解する発達障がいについての本も多く出版されています。

例えば、発達障がいも含めた様々な障がいについて、子どもたちが読んで理解できるように編集されているものを利用したり、子どもたちが障がいを疑似体験することで理解を深めるような教材を活用したりして、授業を行うとよいでしょう。授業は、人権教育週間や特別活動の時間などに計画的に行うとよいでしょう。

幼稚園等では、発達段階を考慮すると、周りの子どもたちに説明しても理解が難しいでしょう。特別な教育的支援を受ける子どもに対して、周りの子どもたちが「どうして〇〇さんだけ？」と疑問をもつこともあります。そういう場合には、自分が正しく行動している面をほめられるという経験によって、対象の子どもと自分を比較して、対象の子どもの特別な教育的支援に目を向けるのではなく、自分が正しく行動することに目を向けられるようになります。

2 特別な支援が必要な子どもの実態把握

Q1 実態把握(アセスメント)をするためには、どのような方法がありますか？

いろいろな方法があります。どれか一つを行えば、子どもの実態を把握できるわけではありません。主な実態把握の方法である、面接法や行動観察法、標準化された検査を通して客観的なデータを収集し、指導・支援の目標や手だてを設定する際の根拠とします。

- 多面的な手法を用いた客観的データの収集
- 困難さの把握と本人の強みの特定
- 専門機関との連携
- 個別の教育支援計画・指導計画への分析結果の反映
- 社会生活への適応レベルの確認

学校等で取り組める方法としては、「行動観察による記録」、「学習記録・成績・作品等による分析」、「チェックリストの活用」、「面談・家庭訪問による聞き取り」等があります。

しかし、これらのどれか一つを行うだけでは、その子どもの全体像を把握することはできません。どれも一つの視点ですので、子どものより正確な実態を把握するためには、多面的な実態把握が大切です。更に視覚や聴覚など子どもを色々な側面から観察し、少しでも不安があれば、それぞれの障がい種の特別支援学校において相談を行うことも可能です。

また、実態把握は、障がいのある子どもを探すために行うものではありません。子どもがどのようなことで困っているのか、得意なことは何かなどを把握し、適切な支援を行っていくためのものです。

心理検査の結果はあくまで支援のヒントの一つです。安易に障がいの有無を判断するのではなく、日頃の観察を含めた総合的な評価を行ってください。心理検査が必要かどうかは、専門機関に相談し、専門機関で実施し分析をお願いするようにしましょう。そして、分析の結果を個別の教育支援計画・個別の指導計画や適切な支援に生かすことが大切です。

障がいの有無で子どもの実態を把握するのではなく、どれだけ社会生活に適応できているか、「社会適応レベル」でみていくことも大切になります。

Q2 行動観察を行う時には、どのようなことに配慮すればよいですか？

行動観察は、実態把握の中でも特に重要です。漠然と観察するのではなく、ねらいをはっきりとした上で、観察するように心がけましょう。

- 観察目的の明確化と重点箇所の設定
- 多様な場面における日常的な様子の把握
- 行動のきっかけや周囲の反応を含む記録
- 複数教職員による多角的な視点での分析
- 身体的特徴や感覚面への留意

実態把握は、日常的な子どもの行動についての観察等から始まります。

授業中の様子

落ち着いて授業に取り組んでいるか、離席はないかなど

- 日頃の行動
整理整頓はできるか、忘れ物はないか
- 遊びや興味・関心
休み時間の過ごし方、特定の物へのこだわりが特出していないかなど
- 得意なこと・苦手なこと
教科によって取組に大きな違いはないかなど
- 友だちとの関係
友達とのトラブルが頻繁ではないか、いつも一人で過ごしていないかなど
- コミュニケーション
会話が成立しているか、乱暴な言葉遣いはないか、話し合い活動に参加できるかなど

また、日常の生活だけでなく、運動会や発表会などの行事の際の練習や参加状況などにも気をつけながら観察しましょう。

特に幼稚園等では、「登園渋りがないか」、「登園時の母子分離不安はないか」などにも気をつけながら観察しましょう。

さらに行動を観察する際には、記録することによって、子どもの特徴的な行動を明らかにすることができます。さらに、単に行動を記録するだけでなく、「どのような状況の時に」、「どのような行動をし」、「それに対して、「周りの対応や関わりはどうであったか」、そして、「その対応によってどういう行動になったか」を記録し分析をすると、子どもの行動にどのような役割があるのかを明らかにすることができます。このような分析をすることによって、子どもへの適切な関わり方を見つけたり、これまでの自分の支援の効果を評価したりすることもできます。

また、行動観察をする場合には、学級担任だけでなく、同学年の職員や専科の担当、事務室の職員等、複数の職員の情報も大切です。

その他にも、行動観察を行う際には、動きの不器用さや見えにくさ、聞こえにくさはないかという視点からも観察しましょう。

Q3 子どもの学習記録や成績、作品等を見る時は、どのようなことに配慮すればよいですか？

同じ生活年齢の子どもたちの発達について比較したり、顕著な困難さに気づいたりするためには、ある程度子どもの発達についての知識をもっておきましょう。

- 発達段階に関する知識の習得
- 作品やノートに現れる顕著な困難の把握
- 苦手意識からくる拒否的な態度の理解
- 学力検査を用いた客観的かつ多面的な分析

普段の学習や活動の中で子どもが作った作品やノート、テストの結果等を注意深く見ると、生活年齢の同じ子どもたちに比べて、明らかに絵がうまく描けなかったり、文字が枠からはみ出してしまったり、漢字の部首とつくりが逆になったり、鏡文字になったりするなど、発達障がいではないかと思われる場合があります。また、日記や作文を書かせると、全く書けなかったり、書いてもいつも同じことしか書けなかったりする場合があります。

自分でもうまくできないことが分かり始めると、苦手意識から、活動に参加しなかったり、かたくなに活動を拒否したりする場合も出てきます。

なかなか文字が覚えられない、発表の時にうまく自分の思いが伝えられない、音読ができない、ノートをとれない、テストが書けないなど授業中の様子に気をつけておくことも大切です。

学力については、「標準学力検査」、「到達度学力検査」の結果などを参考にするとよいでしょう。全体の結果だけでなく、教科や分野などによって、できる、できないに大きな偏りがないかも把握しましょう。

Q4 チェックリストを活用する時には、どのようなことに配慮すればよいですか？

チェックリストは、障がいの有無を判断するものではありません。具体的にどのような特別な支援が必要かを把握するためのものです。

- 支援ニーズを把握する目的での活用
- 実情に応じた項目の精査と独自様式の作成
- 組織としての共通の視点と多角的な分析
- 医学的診断や障がい判定を目的としないことの徹底
- 個別の指導計画作成の根拠と支援効果の検証

チェックリストは、子どもの実態を一定の指標に照らして客観的に把握し、適切な支援の手立てを検討するための有効なツールです。既存の書籍や専門誌に掲載されているものをそのまま活用するだけでなく、最近ではそれぞれの学校等の実情に合わせて、教職員が使いやすいように項目を精査し、独自の様式を作成・運用するケースも増えています。地域の共通様式がある場合はそれを活用するのもよいでしょう。

チェックリストを活用する際の最大のメリットは、個々の教職員の主観や経験則に頼りがちな実態把握において、組織として共通の視点を持てる点にあります。ただし、その結果のみをもって子どもの全体像を判断してはいけません。チェックリストはあくまで多くのアセスメント手法の中の一つであり、子どものある一面を切り取ったデータに過ぎないことを常に意識しておく必要があります。

特に注意すべき点は、チェックリストの結果を「障がいの有無」や「診断」に結びつけないことです。多くの項目にチェックが当てはまったからといって、教職員が安易に発達障がいであると断定することは避けなければなりません。子どもの医学的な診断は、専門の医療機関のみが行えるものであることを正しく理解しておきましょう。

活用の目的は、ラベルを貼ることではなく、その子が「現在どのような発達段階にあり、どのような場面で、具体的にどんな手助けを必要としているか」を明らかにすることです。日常の行動観察や保護者からの聞き取り結果と照らし合わせながら、多角的な視点で分析を深めましょう。最終的には、得られた情報を「個別の指導計画」や具体的な環境調整へとつなげ、支援の効果を検証するための根拠として活用していくことが重要です。

Q5 面談・家庭訪問等による聞き取りを行う時は、どのようなことに配慮すればよいですか？

面談・家庭訪問等を行う時には、乳幼児期のエピソードを聞き取ったり、家庭環境などを把握したりします。また、趣味や得意なことなども聞き取ると、支援を行う際の重要なポイントになることがあります。

- 生育歴や家庭環境など多面的な情報収集
- 保護者の心情への共感と信頼関係の構築
- 環境要因と本人の特性との相互作用の把握
- 送迎時等を活用した日常的な情報交換

例えば乳幼児期に、発語が3歳以降で遅かった、いつもミニカーで遊んで他のおもちゃでは遊ばないなどのこだわりが強かった、幼稚園の行事になると参加できなかった、登園渋りがあって保護者が帰ろうとすると泣いていた、友達とケンカになることが多かったなど、乳幼児期に子どもの特性ではないかと思われるエピソードについて知ることができます。

また、このような子育てのしにくさから、関係機関へ相談をしたり、受診をしたりしている場合もあります。保護者の気持ちに共感しながら、そのような情報もしっかりと聞き取っておくことが大切です。

さらに、保護者の子どもへの関わり方や家庭環境の状況、保護者の養育能力が子どもの問題行動に影響していないかということも把握することも大切です。

子どもの問題行動の要因が子どもの特性にあると判断して支援をしていたら、うまくいかず、さらに調べていくと、子どもの特性が要因ではなく、家庭環境が要因であったというケースがあります。

現在、発達障がいについての情報が広がり、子どもに問題行動がみられると、すぐに発達障がいを疑うケースも増えてきていますが、まずは、家庭環境についての情報をしっかりと把握することが大切です。

幼稚園等であれば、送迎の際に、学校であれば、面談や家庭訪問等で情報をしっかりと把握しておきましょう。子どもの特性なのか、環境的な要因なのか、それらが重なっているのかという総合的な実態把握のためにも、面談や家庭訪問による保護者からの聞き取りは大切になります。

Q6 諸検査には、どのようなものがありますか？

諸検査には、多くの種類があり、目的や対象年齢によって使い分けなければなりません。また、職員や保護者、本人が記入してできるものから、有資格者でなければできないものまであります。

- 目的や対象年齢に応じた適切な検査の選択
- 保護者への丁寧な説明と事前の同意の取得
- 専門機関の役割理解と診断権限の確認
- 検査結果の個別の教育支援計画・指導計画への反映
- 個人情報の厳重管理と守秘義務の徹底

諸検査は、子どもの認知発達等の状況を理解するための1つの方法として有効です。しかし、検査を行えば、その子どもの全てが理解できるわけではありませんので、注意をしておきましょう。

諸検査には、チェックリスト形式で保護者や担任等が記入するものもありますが、分析等は専門機関等で行うことになります。個別式の検査を行う場合には、保護者の同意が必ず必要になります。また、専門的な知識と技術が必要になりますので、どこでも誰でもできるわけではありません。

検査が行える機関としては、臨床心理士等、有資格者のいる医療機関、県発達障がい者支援センター、宮崎市総合発達支援センター、児童相談所などがあります。ただし、それぞれの機関には、業務の目的や役割があり、各機関が診断や相談、支援等のために検査が必要と判断した場合に実施するものです。希望に応じて、誰でも検査を受けられるということではありません。また、検査結果を基に診断できるのは、医師（医療機関）のみです。

検査を実施するためには、保護者の同意が必ず必要になりますので、基本的には保護者が専門機関に連絡をして、日程と場所を確認した上で予約をすることになります。また、子どもと検査者と1対1での個別式の検査の場合には、時間は1時間半から2時間程度かかる場合があります。

検査の結果は、保護者に直接伝えることとなりますが、保護者の了解が得られれば、結果の説明の際に学校や幼稚園等の職員も同席することができる場合があります。そして、検査結果を、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に生かし、家庭、学校、幼稚園等が共通理解して適切な支援を行えるようにしましょう。

また、学校や幼稚園等で知り得た結果の情報については、守秘義務がありますので、結果資料の保管には十分に配慮しましょう。

次に諸検査で一般的に使われるものについて紹介します。

【チェックリスト、質問紙法】

検査名	対象	概要
遠城寺式・乳幼児分析的発達検査法	0歳～ 4歳8か月	乳幼児の発達傾向を全般的に分析し、その子どもの発達の特性や遅れがある部位や程度を把握できる検査です。運動、社会性、言語など6つの領域の発達状況を比較的簡単に検査します。
乳幼児発達スケール (KIDS)	0歳1か月～ 6歳11か月	保護者からの質問回答に基づき、乳幼児の日常の行動を観察して発達状況を把握できる検査です。
新版 S-M 社会生活能力検査	0歳～18歳	子どもや大人の日頃の行動から社会生活能力の発達程度を評価する検査です。総合的な社会生活能力年齢や指数を評価します。
LD I-R LD判断のための調査票	小学校1年～ 中学校3年	聴覚・視覚情報処理、注意、記憶など、知的な情報処理能力を評価する質問紙です。読み書き、算数、協調運動などの発達や行動・学習の特徴を評価します。
URAWSS II (ウラウス ツー)	小学生～ 中学生	小学生の読み書きの理解度を評価し、読み書きが苦手な子ども達に支援技術等を活用した支援を行うために作成された検査です。
STRAW-R 標準読み書きスクリーニング検査	小学1年生～ 高校3年生	幼児期から高校生までを対象とした読み書きのスクリーニング検査です。児童生徒の読み書き困難の実態を把握し、早期支援を開始することを目指します。
Vineland-II (ヴァインランド・ツー) 適応行動尺度	0歳0か月～ 92歳11か月	幅広い対象年齢の適応行動の発達を評価する尺度です。日常的な行動を包括的に評価し、適応行動発達年齢や適応行動総合点を算出します。

【個別式】

検査名	対象	概要
田中ビネー V 知能検査	2歳～成人	知能指数 (IQ) を算出し、総合的な認知能力を評価します。知的発達の水準や学業上の困難を把握します。
DAM グッドイナフ人物画知能	3歳～9歳	子どもが描いた人物画から知能発達の程度を簡便に評価する検査です。知能発達の程度や認知能力、発達段階を把握します。
PVT-R 絵画語い発達検査	3歳～ 12歳3か月	絵を見て適切な言葉を選ぶ形式で、言語理解の発達、特に語彙力を評価する検査です。
WPPSI-III 幼児用知能検査	2歳6か月～ 7歳3か月	幼児の知能を測定し、個別の認知能力を評価する検査です。言語理解、知覚推理、処理速度などの能力を評価します。
WISC-IV 児童用知能検査	5歳～ 16歳11か月	児童の知能を測定する知能検査です。全体的な IQ、言語理解、知覚推理、処理速度、ワーキングメモリを評価します。
WISC-V 児童用知能検査	5歳～ 16歳11か月	児童の知能を評価する知能検査の最新版です。言語理解、視空間、流動性推理、ワーキングメモリ、処理速度を評価します。
WAIS-IV 成人知能検査	16歳～ 90歳11か月	成人を対象とした知能検査です。言語理解、知覚推理、ワーキングメモリ、処理速度などの認知能力を評価します。
KABC-II	2歳6か月～ 18歳11か月	子どもが課題解決に用いる認知処理過程と、獲得された知識を評価するバッテリー検査です。文化や言語の影響を抑え、幅広い年齢に対応し、子どもの能力を測定できます。
LCSA 学齢版 言語・コミュニケーション発達スケール	小学1年生～ 小学4年生	学齢期の子どもの語彙・文章理解、表現、コミュニケーション発達を評価するスケールです。言語コミュニケーションの課題を明確にし、支援の方向性を評価します。
新版 構音検査	幼児～成人	構音を評価し、構音治療の適応を判断する検査です。言葉の繰り返しや絵を用いた形式で、構音の誤りの性質を分析します。

3 校(園)内委員会

Q1 校(園)内委員会の目的・役割は何ですか？

特別支援教育は、特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーターなどの限られた人が行うものではありません。みんなで知恵を出し合いながら取り組んでいくことが必要です。学校(幼稚園等)が組織的・計画的に特別支援教育を推進していくために必要なことを、校(園)内委員会を通して検討していきます。校(園)長のリーダーシップの下に、特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事等、全職員が共通理解し合いながら、学校(幼稚園等)としての方針を固めていきましょう。役割は大別すると、「特別な教育的支援を必要とする子どもの理解」「全職員の共通理解と学校(幼稚園等)全体での支援体制づくり」の2点になります。

- 組織的・計画的な特別支援教育の推進
- 支援対象幼児児童生徒等の理解と実態情報の共有
- 全教職員の共通理解に基づく体制づくり
- 支援方針の決定と組織としての意思決定

■ 特別な教育的支援を必要とする子どもの理解

学校(幼稚園等)として、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に早期に気づくことが大切です。校(園)内委員会が中心となって、学校の状況に応じた実態把握を段階的に進めていきます。この時点で、学級担任や教科担任の支援方策を具体化していくことが必要です。また、校(園)内委員会は、校(園)内の関係者が保護者や関係機関と連携して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を進めていくことをサポートします。

■ 全職員の共通理解と学校(幼稚園等)全体での支援体制づくり

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導・支援とその保護者との連携について、全職員の共通理解を図っていくことが必要です。そのためには、校(園)内での研修を計画したり、研修ニーズを把握したりしていくことが重要になります。

保護者とのスムーズな連携のために、保護者相談の窓口となるとともに、理解推進の中心となる必要があります。また、教育相談や地域・保護者に向けた啓発を行っていくことも重要です。

個々の幼児児童生徒の支援に関しては、実態や支援方針、保護者との連携状況などの共通理解を図ります。また、関係機関との連携の必要性などについても、校(園)内委員会で検討します。

Q2 校(園)内委員会の構成、校務分掌への位置付けはどのようにすればよいですか？

校(園)内委員会は校(園)長を中心として、学校(幼稚園等)の規模を考慮しながら構成します。他の会議や委員会と兼ね合わせるなど、柔軟に運営します。幼稚園等では、全職員で構成される場合も考えられますが、園長、主任等は必ずメンバーに入ることが望まれます。特別支援教育に関係した校務分掌を設けている学校もありますが、多くの学校は委員会を別に組織しています。

- 校長を中心とした責任ある組織の構築
- 学校の規模や実態に合わせた柔軟な構成
- 各種委員会や校務分掌との密接な連携
- 専門家や外部関係機関を交えた支援の充実

■校内委員会の構成例

校長 教頭 特別支援教育コーディネーター 特別支援学級担任 通級指導担当者
教務主任 生徒指導主事 養護教諭 該当事例の学級担任・学年主任

他にも教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、人権教育担当者、外部の関係機関などが考えられます。学校(幼稚園等)の状況に合わせて構成していきます。

生徒指導の委員会と校内委員会を兼ねるケースや、規模の小さい学校(幼稚園等)では職員会と校(園)内委員会を兼ねるケースもあります。

Q3 校(園)内委員会を開く時期及び内容はどのようにすればよいですか？

校(園)内委員会には、計画性を持って継続的に取り組んでいく内容と、子どもの状況に応じて緊急に取り扱うべき内容とがあります。特に臨時開催の場合は形式にこだわらず、メンバーの柔軟な構成や他の会議と兼ね合わせ

- 年間を見通した計画的な開催
- 状況や緊急性に応じた迅速な臨時開催
- 実態把握から評価までの連動的な検討
- 活動評価と次年度への確実な引き継ぎ

るなどの工夫が必要です。

■ 定期開催の場合

年間を見通して定期的で開催する場合は、実施時期ごとにどのような内容を検討するかあらかじめ決めておきます。年度当初は、前年度からの支援の引継ぎ、教育相談や啓発活動のスケジュール、研修計画、校(園)内の特別支援教育推進体制の確認などが考えられます。実態把握や教育相談が進んでくると、具体的な支援の検討や関係機関との連携の必要性などの検討を行います。年度末は年間活動の反省点を次年度の活動に反映させることが考えられます。

■ 臨時開催の場合

支援対象となる幼児児童生徒の状況に応じて、臨時開催が必要な場合が考えられます。管理職と担任、特別支援教育コーディネーターなどの関係者による会議を実施し、校(園)内での対応や関係機関との連携について協議していきます。

■ 校(園)内委員会 年間実施計画の例

月	校 内 委 員 会 の 内 容		
4月	校(園)内委員会	臨 時 の 校 (園) 内 委 員 会	前年度の支援等に関して引継ぎ
5月			実態把握計画、研修計画、教育相談計画の確認
6月	校(園)内委員会		実態把握の状況について確認
7月			関係機関との連携について検討
8月	校(園)内委員会		夏期休業中の教育相談から対応の検討
9月			関係機関との連携について検討
10月			
11月			
12月	校(園)内委員会		関係機関との連携について検討
1月			次年度に向けての検討
2月			
3月	校(園)内委員会		次年度の計画等の確認

Q4 特別支援教育コーディネーターは、校（園）内委員会でどのような役割を担えばよいですか？

校（園）内委員会の招集、運営の中心としての役割が考えられます。特別支援教育コーディネーターは学級担任などの業務と兼任していることがほとんどですので、必要に応じて他の先生方の協力も得ながら運営していきます。

- 委員会の招集・進行管理と円滑な運営
- 検討の基盤となる資料作成と情報集約
- 担任等の負担に配慮した資料の様式の整理と助言
- 協議結果の全職員への周知と丁寧な説明
- 決定事項の評価と支援継続に向けた調整

定期開催の場合は、事前に検討事項などを整理して時間を有効に活用した会議運営ができるようにします。その際、特別支援教育コーディネーターだけでなく、他の委員にも協力を求めていくことが必要です。

学級担任や学年主任等との日常的な情報交換から、臨時の校（園）内委員会開催の必要性を把握することが重要です。内容に応じた関係者を集め、情報の共有や関係機関との連携の必要性などについて検討します。

■校（園）内委員会を運営する際の留意点

保護者や関係機関との連携で、学校（幼稚園等）としての判断が必要な場合が考えられるため、校（園）内委員会には必ず管理職が入るようにします。校（園）内委員会で協議した内容は、個人情報に配慮しながら、全職員が共通理解できるようにしていきます。資料などを用いる場合は、担任等の負担が軽減されるよう、どのような資料が必要か、内容や様式を明確にし、最小限に抑える工夫が必要です。

関係機関につなぐ場合の基本的な手順と、判断の基準を明確にしておきます。学校（幼稚園等）が必要な情報が何であるかを明確にして、連携を図るべき機関を検討します。すべてを任せてしまうようなやり方ではなく、それぞれの学校（幼稚園等）ができる実態把握や情報の整理などを行った上で関係機関との連携に移ります。

校（園）内委員会では、協議しただけで終わらないように、決定事項についての評価を必ず行うようにします。評価を踏まえた上で、支援を継続したり、別な支援方法を検討したりするようにします。

Q5 学校(幼稚園等)内での支援体制は、どのように検討していますか？

特別な支援が必要な子どもへの対応は、学級担任が工夫するものから、学校(幼稚園等)が全体で検討すべきものまで様々です。学校(幼稚園等)内で可能な支援体制や方法について校(園)内委員会等で検討し、全職員での共通理解を図っておきましょう。

- 学級担任の工夫と全職員による支援体制の検討
- 特別支援学級等の入級の判断と個別指導の在り方の検討
- 教室からの飛び出しやパニック等の突発事態への対応
- 特別支援教育支援員やボランティア等の適切な活用

どの学級にも、特別な教育的支援が必要な子どもが在籍している可能性があります。学級担任は個々の子どもの特性を理解しながら、全体的な支援、個別的な支援を行っていくことが必要です。学級ごとに工夫できる支援についての情報交換や研究授業等を通して、学校(幼稚園等)全体の支援する力を高めていくことも検討していきます。

特別支援学級入級などの判断については、校内教育支援委員会や市町村教育委員会の教育支援委員会等との連携を図っていきます。法令に基づき、特別支援学級の教育課程と子どもの状況、必要な支援を照らし合わせて考えます。その他、校内で可能な個別・少人数指導等の指導の在り方についても共通理解を図っておきましょう。

子どもの状況によっては、突発的な事態に対応する体制を整えておくことが必要な場合があります。教室からの飛び出しやパニックなどの状況に対して、複数の職員が連携して対応します。対応の方法などを具体的に共通理解しておくことが必要です。

特別支援教育支援員やアシスタント、ボランティアなどが支援に協力できる場合があります。いずれの場合も、協力者に任せきりにすることのないように、学級担任や学校(幼稚園等)としての支援の方向性を明確にしておくことが重要です。その上で、特別支援教育コーディネーターが中心となって、それぞれの協力者の役割と対応の方法などを具体化していきましょう。

Q6 保護者との対応に、校（園）内委員会はどう関わりますか？

特別支援教育は、子ども本人への支援を充実させることに加えて、保護者の理解を得ながら連携を図っていくことが重要です。校（園）内委員会で十分に検討し、相談に当たる担任や特別支援教育コーディネーターの支えとなるようにします。

- 担任や特別支援教育コーディネーターへの組織的バックアップ
- 客観的視点に基づいた一貫性のある方針の決定
- 現場の教職員を支える「盾」としての役割
- 日常的な啓発による相談しやすい土壌の構築

特別支援教育において、保護者は子どもを共に支える最も重要なパートナーです。保護者との良好な協力関係を築くためには、担任や特別支援教育コーディネーターが個人で対応するのではなく、校（園）内委員会が組織の「司令塔」及び「バックアップ体制」として機能することが不可欠です。委員会が保護者対応に深く関わることで、学校（幼稚園等）としての支援方針に一貫性が生まれ、保護者に大きな安心感を与えることができます。

具体的には、個別のケースにおいて保護者の願いや学校側の実態把握の結果を校（園）内委員会で丁寧に検討し、「学校（幼稚園等）としてどのような支援が可能か」という組織的な判断を行います。これにより、特定の教職員の主観による判断を防ぎ、客観的で多角的な視点に基づいた説明が可能になります。また、保護者から専門的な要望や合理的配慮の申し出があった際にも、校（園）内委員会で協議を重ねることで、学校（幼稚園等）全体で共通理解を図りながら、納得感のある合意形成へとつなげることができます。

さらに、校（園）内委員会は現場で直接対応に当たる教職員を支える「盾」としての役割も担います。保護者との面談が困難な状況になったり、支援方針の不一致が生じたりした場合には、校内委員会が事後的なアドバイスを行うだけでなく、必要に応じて管理職や特別支援教育コーディネーターが面談に同席するなどの具体的な支援策を決定します。このように「組織で守られている」という安心感は、教職員が自信を持って子どもや保護者と向き合うための大きな支えとなります。

日頃からの啓発活動も校内委員会の重要な役割です。年度当初の PTA 総会や参観日の機会を捉え、学校（幼稚園等）全体の特別支援教育のビジョンや相談窓口（特別支援教育コーディネーター）の存在を発信しましょう。特定のトラブルが起きてから動くのではなく、日頃から「いつでも相談できる組織がある」というメッセージを伝え続けることで、保護者との信頼の土壌が育まれます。こうした継続的な取り組みが、結果として課題の早期発見や、家庭と学校（幼稚園等）が手を取り合った円滑な支援体制の構築へとつながっていきます。

4 ケース会議

Q1 どのような時にケース会議が必要ですか？

ケース会議では、個々の幼児児童生徒に対する具体的な支援の検討などを行います。定期的なケース会議や緊急な対応が必要な場合のケース会議が考えられます。内容によって学校（幼稚園等）内の職員のみで行う場合や、他の関係機関からの協力を得て行う場合などがあります。

- 進捗確認や緊急対応が必要な際の開催
- 学校（幼稚園等）職員や外部機関を交えた多角的な検討
- 実態把握に基づく支援ニーズの明確化
- 支援状況の評価・見直しと個別の教育支援計画等への反映

ケース会議と校（園）内委員会を兼ねる場合も考えられます。形にこだわらず、取り組みやすい学校（幼稚園等）の体制で取り組みましょう。

ケース会議を行う場合、特別支援教育コーディネーターは開催するための連絡・調整役を担います。特に複数の関係者に参加してもらう場合には、2～3日の候補日を挙げ、関係者の都合を合わせやすいようにしておきます。

■ケース会議で検討する内容

幼児児童生徒の実態や支援の必要な背景、課題について協議や情報交換を行います。医療機関や相談機関、福祉関係機関、特別支援学校など関係している方々に集ってもらい、お互いの情報を共有し合いながら、支援の必要な背景と課題の明確化を図ります。

今後の支援の内容や方法について、学校（幼稚園等）の状況と照らし合わせて検討していきます。併せて、関係機関の役割についても確認し合うことが必要です。確認事項や支援の方法については、個別の指導計画や個別の教育支援計画に反映させていきます。

支援が行き詰まってからケース会議を実施することも多いようですが、支援がうまく行っているときにも、定期的にケース会議を行うことは有効です。定期的にケース会議を実施しながら、先々の行事などと兼ね合わせて事前に支援を検討することが必要です。

Q2 ケース会議に参加するのは誰ですか？

学校（幼稚園等）の職員のみで行う場合は、管理職、担任、特別支援教育コーディネーターなどに、必要に応じて集まってもらいます。関係機関の方や専門家、保護者も参加することが考えられます。

- 管理職・担任・コーディネーターによる基本構成
- 子どもの実態や課題に応じた参加者の選定
- 主治医や心理士等の専門家による知見の活用
- 福祉や労働関係機関を交えた多面的な支援

個々の幼児児童生徒の支援に関するケース会議では、支援の必要な背景や課題によって様々な機関に協力してもらうことが必要になる場合があります。幼児児童生徒の状況に応じて、ケース会議の参加者の構成を考えていくことが必要です。

■教育関係

市町村教育委員会や、巡回相談等で支援を行う特別支援学校のコーディネーター、教育支援センターの担当者などが考えられます。移行期に当たっては、前籍校（幼稚園等）の職員や、進学先の職員にも協力してもらいます。

■医療関係

医療的な立場からの助言等が必要な場合には、主治医や心理士等から専門的な医学的知見や関わり方のヒントを得ることが、支援の方向性を定める上で大きな力となります。また、医療機関が主催するケース会議等に学校（幼稚園等）が参加する場合があります。

■福祉関係

市町村の福祉関係部局、児童相談所、発達障がい者支援センターに加え、日常的に本人を支えている放課後等デイサービスの担当者や保健師、地域生活支援コーディネーターなどの参加が想定されます。

■労働関係

就労につなげていく場合には、将来の自立を見据え、ハローワークや障害者職業センター等の労働関係機関との連携も重要になります。

5 個別の教育支援計画

Q1 個別の教育支援計画は、どのようなものですか？

個別の教育支援計画は、学校（幼稚園等）が中心となり、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って一貫した的確な教育的支援を行うために作成する支援計画です。

- 将来を見通した長期的で、一貫した支援の実施
- 本人・保護者の意向を尊重した目標設定
- 多分野の関係機関による緊密な連携
- 個別の指導計画との役割分担と連動
- 個人情報保護と管理ルールの確立

作成に当たっては、保護者のみならず、本人の参画を積極的に推進し、指導や支援の内容等について、できるだけ本人の意思も反映することが大切です。そうすることによって、本人が自分のことについて深く理解し、支援を受けることを肯定的に捉えることができるようになります。

個別の教育支援計画に関する基本的な考え方は次のとおりです。

- ① 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育のニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
- ② 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際に、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。
- ③ 各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される学校における個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（30文科初第756号）

Q2 個別の指導計画とは、どのように違うのですか？

特別な教育的支援が必要な子どもについて、学校では保護者等の協力を得ながら、個別の指導計画を作成し、適切な指導、支援を行います。しかし、対象の子どもに関わる関係者や関係機関においても、ニーズに応じた教育的支援を一貫して効果的に行うことが必要です。つまり、長期的な視点に立った教育上の指導や支援について、関係者や関係機関が具体的に検討し、分担して実践していくために作成される計画が「個別の教育支援計画」です。

- 生涯を支える長期的視点と社会連携の重視
- 各ライフステージでの役割分担の明確化
- 学内における具体的な指導内容の具体化
- 個別の教育支援計画との相互補完

「個別の教育支援計画」は、障がいのある子どもに関わる様々な関係者が、子どもの障がいの状態等の情報を共有し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担等について計画を作成するものです。より長期的な視点に立った支援が必要であることから、子どものライフステージに応じて関係機関間の連携を図っていくことが大切になります。学齢期のライフステージの中心は学校であることから、学校が中心となって連携を図る役割を担います。作成に当たっては、保護者と十分に相談し、支援に関する本人及び保護者の意向を踏まえることが重要です。このように、「個別の教育支援計画」は、障がいのある子どもを、生涯にわたって総合的に支援していくための計画であると言えます。

一方、「個別の指導計画」は、一人一人の子どもの障がいの状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育的ニーズを把握し、具体的に指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ学校内における学習の指導計画です。校（園）内委員会等において計画が検討され作成されますが、子どもの実態把握に当たっては、保護者等との連携に十分配慮します。個別の指導計画を作成することにより、個々の幼児児童生徒に応じた適切な指導や支援が明確になり、実践しやすくなります。

つまり、「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」を支える学校における教育計画であると言えます。

Q3 個別の教育支援計画の作成の手順や活用は、どのようにすればよいですか？

個別の教育支援計画の作成の手順や評価の仕方について、一般的な手順を基に、校(園)内委員会等で検討を行います。個別の教育支援計画についての研修を行い、教職員間で十分共通理解を図ることも大切です。作成を担当する関係者、関係機関がケース会議において、計画の作成、評価等を行います。

- ケース会議を通じた関係者の共通理解
- 各機関の支援内容と責任範囲の明確化
- 定期的な評価と計画の柔軟な見直し
- 保護者の積極的な参画と合意形成の徹底
- 厳重な情報管理と適切な保存の実施

■個別の教育支援計画が必要な子どもの把握

校(園)内委員会で、対象となる子どもの実態や関係機関との連携の状況について、情報を収集し、個別の教育支援計画の作成が必要であるかどうか判断します。

■連携が必要となる関係者・関係機関

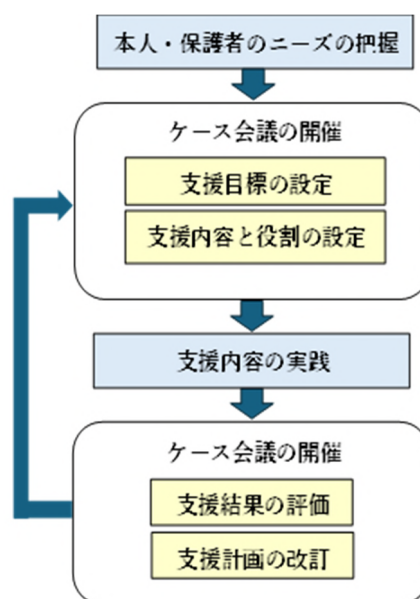
障がいのある子どもを支援する関係機関は、学校外の教育、医療、福祉、労働等様々な分野が考えられます。各関係機関等での必要な支援の内容は、子どもの成長・発達等に伴って変わります。まず、実際に、どのような支援を行っているかについて情報を共有し、他機関との連携の重要性を認識しながら、さらに連携を深めていくことが重要です。

■ケース会議の開催

ケース会議では、子どもに関わる関係者が、個別の教育支援計画を作成したり、その計画に沿って、各関係機関で支援が行われ、一定期間において支援内容や方法について評価し、必要に応じて計画の見直しを行ったりします。

対象となる子どもの人数が多い場合や関係機関の都合等で会議の設定が困難な場合には、書面で個別の教育支援計画の原案を共有し、各関係機関等で検討してもらい、改善すべき内容を再度集約して、計画の見直しを行うといった持ち回り会議の方法をとる場合もあります。

ただし、個人のプライバシー保護の観点から、計画の内容等の個人情報については、取扱いに十分に留意し、関係者間で一定のルールを設けておく必要があります。



■個別の教育支援計画の作成の留意点

個別の教育支援計画の作成においては、保護者と十分に相談し、支援に関する本人及び保護者の意向を踏まえることが重要です。また、各関係者、関係機関で計画の受け渡しをする場合には、その情報の共有について保護者の同意があることが前提となります。個別の教育支援計画の様式に、保護者の同意の欄を設ける等の工夫を行っている学校もあります。なお、本人に対しても内容を開示することが前提ですが、対象の子どもの発達の段階や心理状態等を十分に考慮しながら、保護者と十分協議して判断することが大切です。

■個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画の様式は、特に決まったものではなく、計画に盛り込まれる内容として、

- ①本人・保護者のニーズ
 - ②支援の目標
 - ③支援の内容
 - ④支援を行う関係者、関係機関
 - ⑤支援の評価、引継内容
- 等の項目が考えられます。

このような内容について、各学校や地域において適切な様式を定め、一人一人のニーズに応じた支援につないでいくことが大切です。

個別の教育支援計画の保存及び管理について

- ① 記載情報の漏えいや紛失に十分留意し、管理責任者である校長が適切に保存・管理する。
- ② 5年間保存されることが文書管理上望ましいこと（指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とする）。

※作成した原籍校に原本を保存し、保護者の同意を得た上で、写しを引継ぐ。

【学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成30年文部科学省初等中等教育局長通知）より】

宮崎県教育研修センターのホームページに、小・中学校参考様式「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を掲載していますので、参考にしてください。

Q4 個別の教育支援計画の引継ぎは、どのようにすればよいですか？

個別の教育支援計画は、障がいのある子どもについて一貫した長期的な視点で、関係機関が連携して的確な教育的支援を行うことを目的としていますから、滞ることなく計画が引き継がれていくことが必要です。ケース会議等において、引継ぎの手順や時期について検討を行い、適切な引継ぎが行われるようにしておきましょう。

- 進学や進級に合わせた早めの準備
- 対面による丁寧な情報交換の実施
- 具体的な支援内容と成果の共有
- 保護者の同意の上での連携の継続

個別の教育支援計画は、各関係者や関係機関の支援の実施状況について、一定の期間において情報交換をし、評価を行うとともに計画を見直し、修正を行うことでより適切な計画にしていくことが必要です。情報交換や評価をする時期については、子どもの実態等により異なりますから、ケース会議の際に協議しておきます。

このように作成された個別の教育支援計画は、次年度や進学先等での関係者、関係機関へと引き継がれることが重要です。その際、単に個別の教育支援計画を渡すだけではなく、十分な話し合いを行うことが望まれます。特別支援教育コーディネーターが各関係機関と調整を行い、関係者とネットワークを広げていくことが重要となります。

原則、進学等における引継ぎは、写しを通して行いますが、原本を保護者に引き継ぐ場合もあります。その場合は、確実に写しを学校に保管しておきます。

6 個別の指導計画

Q1 個別の指導計画は、どのようなものですか？

個々の幼児児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校（幼稚園等）で作成されるものです。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある幼児児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成されます。個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、幼児児童生徒一人一人に応じた指導を一層進めるためのものです。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校（幼稚園等）が幼児児童生徒の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成するこ

- 個々のニーズに応じた具体的な指導目標と内容の明確化
- 実態把握から評価に至る PDCA サイクルの継続的实施
- 全教職員の共通理解に基づく組織的かつ一貫性のある指導
- 学校の教育課程の具体化と一人一人に応じた指導の推進
- 保護者の参画による連携を重視した作成と活用

とが大切です。

■個別の指導計画の内容

的確な指導や支援を行うためには、一人一人の実態を把握して、具体的にどのように対応していけばよいかを検討し、校（園）内の関係者で共通した支援を行うことが必要です。この支援の内容を明確にしたものが、「個別の指導計画」です。

個別の指導計画には、各学校等の教育課程を踏まえ、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう、①実態把握の情報、②長期的目標、③短期的目標、④指導や支援の内容、方法、⑤評価の観点等が明記されます。校（園）内委員会で計画を作成し、計画に基づいて実践、結果を評価して次の改善につなげる一連の過程、実態把握、Plan-Do-Check-Actionを繰り返していくことが大切です。

■様式例

個別の指導計画の様式は、学校（幼稚園等）ごとに子どもの実態に応じて工夫したり、一定の地域で統一したものを使用したりしています。

宮崎県教育研修センターのホームページに、小・中学校参考様式「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を掲載していますので、参考にしてください。

Q2 個別の指導計画の作成の手順や活用は、どのようにすればよいですか？

個別の指導計画は、校（園）内委員会で、必要な項目について検討を行い作成します。その後、保護者も参画し、関係する教職員間の共通理解を図り、支援体制を整え、実際の支援を行います。実践後は、さらに校（園）内委員会において評価し、それに基づいて個別の指導計画の見直しを行い、指導の改善を図ります。このような一般的な流れを基に、各学校（幼稚園等）において、作成の手順を明確にしておくことが大切です。

- 会議等を通じた作成意義の共有と手順の確認
- 実態把握に基づく長期・短期目標と指導内容等の設定
- 実践状況の定期的な評価と柔軟な計画修正
- 指導要録への適切な反映と効果的な活用
- 作成に関わる担任等の負担軽減への配慮

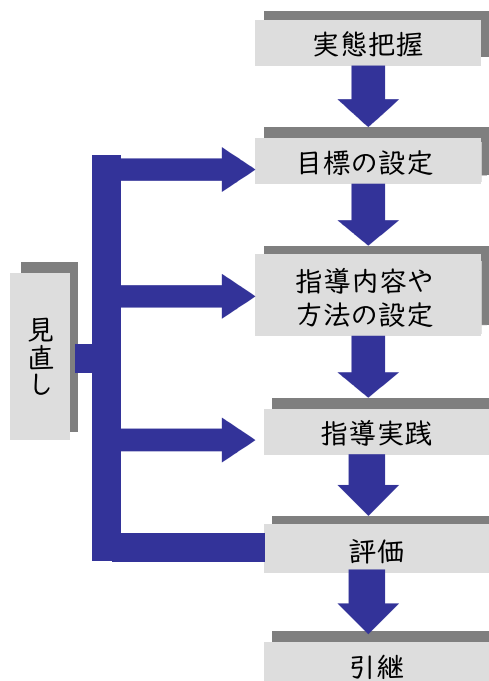
■校（園）内委員会での検討

個別の指導計画の作成を始める前に、まず校（園）内委員会において、個別の指導計画の意義や様式、作成、評価の手順等について検討し、その内容を全教職員が共通理解しておくことが必要です。様式については、子どもの実態や学校（幼稚園等）の環境に応じて、盛り込む基本的な事項を検討します。作成の当事者である学級担任の過剰な負担とならないよう工夫し、実態把握や指導・支援の内容を共有するために必要なものを精選しましょう。

■実態把握

学級担任やその他の教職員が、学習面や行動面で困っている子どもに気づいた時点から、特別支援教育コーディネーターや校（園）内委員会につながるように校内体制を整えておくことが重要です。もちろん、日頃から、特別支援教育コーディネーターは、困っている子どもの実態や保護者のニーズを把握しておくことが大事です。

特別な教育的支援が必要であると校（園）内委員会で判断した子どもについて、子どもの状態や本人、保護者のニーズ等、あらゆる角度から情報を収集し、実態把握を行います。実態把握では、子どもについて最もよく理解している学級担任が中心となり、特別支援教育コーディネーターと協力しながら、情報収集に当たります。これまでの指導の経過や入学前の教育の状況、生育歴等について情報が必要な場合もあります。このとき、保護者



【個別の指導計画の作成の流れ】

との連携に十分配慮し、必要な情報について共有し合うことが大切です。

なお、実態把握の内容は、個人情報であるため、その活用と管理には、教職員の共通理解を図るなど、個人のプライバシーが損なわれないよう、十分な配慮が必要となります。

■目標、指導内容、方法の設定

実態把握の結果から、どのようなことを目指すのか、長期的目標について検討します。次に、その目標を達成するための具体的な計画を作成していきます。一般的には長期的な目標を達成するための短期的な目標や指導内容の設定、指導の手立ての工夫、指導者や場面の設定等が挙げられます。さらに、どのような場合に目標が達成されたとみなすか、具体的な評価の基準を明確にしておくことも重要です。

個別の指導計画の作成は、子どもに関わる関係者等を招集した校（園）内委員会において行います。関係者の合意の下に作成を進め、適切な指導、支援につなげていくことが大切です。

■実践・評価

個別の指導計画を基に実践を行います。計画が適切であったか、日々の実践と照らし合わせながら、評価を行います。目標は妥当であったか、指導内容、課題の順序や手立ての工夫は適切であったかなど、あらゆる面から評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。このような修正を繰り返した結果、個別の指導計画は完成していきます。

なかなか実践がうまくいかず指導の成果が現れにくい場合は、校（園）内委員会やケース会議を開き、的確な指導、支援が実現されるように個別の指導計画の検討を重ねます。必要に応じて、地域の特別支援学校や専門家チームからの助言・援助を受けることもできます。

さらに、個別の指導計画に基づいて指導した結果、どのように子どもが変わったかについて校（園）内委員会で最終的に評価を行い、次年度へ引き継ぐ重要な情報として活用します。

○ 特別な配慮を必要とする児童生徒の指導要録における総合所見及び指導上の参考となる諸事項の記載について

特別支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒について、記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることもできます。

また、通常の学級に在籍しており、通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上、特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入するが、記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることもできます。

① 特別支援学級在籍児童生徒

特別支援学級在籍児童生徒については、作成する個別の指導計画に指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に同じ記載内容がある場合には、個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能です。

② 通級による指導を受けている児童生徒

通級による指導を受けている児童生徒については、「通級による指導を受けた学校名」「通級による指導の授業時数」「指導期間」「指導の内容や結果」等を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記載します。

なお、通級による指導を受けている児童生徒について作成する「自立活動の個別の指導計画」に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、自立活動の個別の指導計画写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能となります。

【小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(30文科初第1845号 H31.3.29)より】

Q3 個別の指導計画の引継ぎは、どのようにすればよいですか？

個別の指導計画は、次の年度の担任や進路先において適切な支援を行うために重要なものです。単に個別の指導計画を受け渡しするだけでなく、時間をとって話し合いを行い、内容を共通理解しておくことが望めます。各学校によって、どのような手順で、どの時期に引継ぎを行うか、校(園)内委員会等において十分検討しておきましょう。

- 年度更新や進学に合わせた早期の計画的な準備
- 具体的な指導内容と配慮事項の成果の共有
- 新旧担任や学校間での丁寧な対面での協議
- 個人情報保護の徹底と本人・保護者の同意の取得

特別な教育的支援が必要な子どもは、学校や学年が変わるときに、これまでできていたことができなくなったり、環境の変化により、落ち着きをなくしたりする場合があります。そこで、新旧の学級担任や関係者の間で、情報が適切に引き継がれ、一貫した指導・支援が行われることは大変重要です。個別の指導計画は、この引継ぎの重要な情報となります。次の学校や学年では、この引き継がれた個別の指導計画を基に、新たな計画が立てられることになります。

原則、引継ぎは写しを通して行いますが、原本を保護者に引き継ぐ場合もあります。その場合は、確実に写しを学校に保管しておきます。

引継ぎは、個別の指導計画を渡すだけでなく、時間をとって話し合いをもつことが望めます。個別の指導計画を基に指導した結果、子どもがどのように変わったかとともに、どのような指導内容や手立てが有効であったかについても、非常に重要な情報です。次の担任が子どもを理解しやすいように、個別の指導計画に基づいた取組の経過を含めて記録を残し、共有できるようにしていきましょう。

また、進学や転学等に際しても、適切な指導が一貫して行われるよう個別の指導計画が引き継がれていくことが大切です。本人や保護者、進学先等と十分に話し合いを行い、適切な引継ぎが行われるようにしましょう。そのためには、特別支援教育コーディネーターが調整を行い、学校の内外の関係者と連絡会が行えるように計画を立てましょう。

なお、作成した個別の指導計画は、個人情報を含んだ文書であるため、その活用と管理には、個人のプライバシーが損なわれないよう、教職員の共通理解を図るなど、十分な配慮が必要となります。

7 保護者との連携

Q1 保護者からの相談を行う場合、窓口になるのは、誰ですか？

相談窓口は、学級担任や特別支援教育コーディネーターだけに限定されるものではありません。教頭や副校長、養護教諭、生徒指導主事、学年主任、あるいは通級による指導担当教員など、保護者が日頃から信頼を寄せている教職員や、話しやすいと感じる相手が窓口となることも大切です。学校（幼稚園等）として複数の相談の入り口を用意し、保護者のニーズに対して柔軟に対応できる体制を整えておくことが、早期の課題解決への第一歩となります。

- 担任や管理職等による複数の相談窓口設置
- 保護者が相談しやすい柔軟な連携と情報共有
- 校内だより等を通じた相談窓口の周知と啓発
- 保護者の思いを受け止め環境を整える姿勢

保護者が学校（幼稚園等）を訪れて相談をする際は、子どもの将来への不安や、家庭での子育ての悩みなど、非常にデリケートな思いを抱えていることが多いものです。窓口となった教職員は、まずはその思いを真摯に受け止め、相手の気持ちに寄り添って聞く姿勢を大切にしましょう。プライバシーが守られ、安心して話ができる環境を整えることで、保護者は「自分の思いを理解してもらえた」という実感を持ち、学校（幼稚園等）との信頼関係を築くことができます。

また、保護者によっては、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、特別支援教育支援員など、校内の専門スタッフに対して特定のタイミングで話をされる場合もあります。そうした際には、窓口となった教職員が情報を独占したり、一人で抱え込んだりするのではなく、必要に応じて特別支援教育コーディネーターや担任等と適切に情報共有を行い、チームとして組織的に対応することが不可欠です。

さらに、学校（幼稚園等）内にどのような相談体制があり、誰が特別支援教育コーディネーターとしての役割を担っているのかを、全ての保護者に周知しておくことも重要です。年度当初のPTA総会や学級懇談会、学校だより（園だより）や特別支援教育だより等の広報媒体を積極的に活用し、継続的な情報発信に努めましょう。「いつでも、誰にでも相談できる」という安心感を日頃から与えておくことが、課題の深刻化を防ぎ、家庭と学校（幼稚園等）が足並みを揃えた一貫性のある支援の実現につながります。

【保護者に向けた特別支援教育コーディネーターの役割の説明の例】

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育についてのコーディネート役を担う教員として、他の教員や関係機関との連絡・調整を行っており、保護者からの特別支援教育に関する相談も受けています。

Q2 保護者との相談の際には、どのようなことに配慮すればよいですか？

保護者の気持ちや置かれている状況を考え、保護者とともに子どもを支援するという姿勢で接することが重要です。また、相談の前には、学級担任等、子どもの状況を把握している教員からの情報収集や、相談にあたっての関係する教員との打合せや指導・方向性の確認を行っておくことが大切です。

- 共感的態度と傾聴による安心感の醸成
- 事前情報に基づく指導・支援の方向性確認
- 座る位置や距離感への配慮と雰囲気構築
- 拙速に結論を出さない丁寧な継続相談

保護者は、周囲の誤解や孤立、自責の念など、深い悩みを持って来談されることが多いようです。まずは来談までの努力や苦勞をねぎらい、和やかな話題で安心感のある雰囲気を作りましょう。座る際は真正面を避け、不安感を与えないよう対面する角度と距離を調整します。保護者の思いを十分に聞き、共感的に受け止めることで、不安は大きく軽減されます。

教員は、話の内容や声の調子から悩みの深さを感じ取るとともに、専門性を生かし、保護者が子どもの状態をどう認識しているか把握に努めます。話が混乱している場合は「～ということですね」と内容を整理し、保護者が実態を客観的に捉え、共に方向性を考えられるよう支援しましょう。

性急に結論を出し、一方的な助言で終了することは、不信感を招くため注意が必要です。相談は繰り返し丁寧に行います。不安を抱える中で教員が理想的な対応を勧めても、受け入れにくい場合があります。「1日5分でも」など、保護者の視点に立った、無理のない範囲での協力を依頼しましょう。

また、学校の対応だけでは限界がある際は、すぐに保護者に伝えるのではなく、一旦、校内で協議した上で改めて保護者と十分話し合い、了解を得てから慎重に関係機関との連携を進めます。

Q3 保護者から支援の方法について要望が出された場合は、どのように対応すればよいですか？

保護者の中には、障がいの特性やその支援の方法について詳しく学習し、知識が豊富な方もいます。相談されたことに対して、「心配のしすぎでは？」というような安易な返事をするのは、「先生は本当に子どものことを理解しているのだろうか。」というような不安を抱かせてしまうことにもつながりかねません。

- 合理的配慮の提供に関する合意形成
- 要望の背景にある実態や願いの丁寧な聞き取り
- 校(園)内委員会等による組織的な検討と判断の共有
- 取り組む姿勢の提示と継続的な経過報告

保護者と相談を進めていく中で、支援の方法について具体的な意見や要望が出される場合があります。平成28年の「障害者差別解消法」の施行により、現在すべての学校において、障がいのある子どもたちに必要な合理的配慮を提供することが求められています。保護者から支援の要望が出された際は、それが合理的配慮の提供の申し出である可能性を捉え、要望の内容とともに、本人の実態や保護者の思いをしっかりと聞き取ることが必要です。

合理的配慮の提供に当たっては、本人・保護者の意向を十分に尊重しつつ、学校(幼稚園等)として組織的に検討し提供することが求められます。そのため、その場ですぐに回答することは控え、学校(幼稚園等)としての共通理解を図るための時間が必要であることを保護者に伝えます。

検討の段階では、管理職への相談や校(園)内委員会等で十分に話し合い、その内容を元に保護者との合意形成を図ります。合意した支援の内容や方法は、個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記することが重要です。

こうした合意に基づき、学校(幼稚園等)としての取組状況を報告したり、実践を通して得られた成果や子どもの変容などを日常的に伝えていったりすることで、保護者との信頼関係が深まっていきます。このように保護者と円滑な連携を図ることは、指導の効果をさらに高めることにつながります。

Q4 特別な支援を必要とする子どもの保護者から、周りの子どもたちへ説明して欲しいと相談があった場合は、どのように進めていけばよいですか？

特別な支援を必要とする子どもの行動が、学校生活上問題となる場合、子ども本人が抱える困難さについて、周りの子どもに説明し、理解を求めることが必要となります。

その際、本人・保護者の思いや学校の状況を踏まえ、説明内容や説明後の周りの子どもたちの反応等を考慮しながら、校（園）内で十分に検討し、検討結果は、校（園）内で十分に共通理解を図っておく必要があります。また、必要に応じて、医療や福祉等の外部の関係機関と事前の情報共有を行うなどしながら、慎重に進めていくことが大切です。

- 校（園）内における説明内容の十分な検討と共通理解
- 保護者と本人への丁寧な説明と確実な了解
- 外部関係機関との連携による専門的知見の活用
- 教員の接し方をモデルとした正しい理解の促進

「何を話すべきか」「どのように伝えればよいか」ということを十分考え、周りの子どもたちが、特別な支援を必要とする子どもの行動を肯定的にとらえることができるように説明することが重要です。説明には、決まった方法があるわけではありませんが、時間を特設して説明する場合と日頃の教育活動の中で、教員の接し方をモデルとして説明する場合があります。

時間を特設して説明する場合は、「何を」「どこまで伝えるのか」「どのように表現したらよいのか」を考える必要があります。このとき、優先して考えなければならないことは、本人が困っている状況が本人の特性によるもので、それは周りの者の理解が必要であることを正しく伝え、しっかりと理解してもらうことです。そのために、保護者や本人と説明する内容について、十分話し合っておくことが大切です。保護者や本人が了解していないことは、話すことはできません。

一般的には、診断名ではなく、「一人一人の違い」や、だれでも持っている「苦手さ」の延長線上にあることで説明をする方がよいでしょう。そして、説明した後に、周りの子どもたちが、本人をいじめやからかいの対象としていないかという点についても配慮することが必要です。

教員の接し方をモデルとして説明する場合は、教員の接し方が周りの子どもたちに影響するという点がポイントとなります。教員の接し方が適切であれば、周りの子どもたちも同じように適切な接し方を行えるようになります。

いずれの方法にしても、説明をすることを通して、「相手の気持ちや立場を理解し、適切に支援ができる周りの子どもたちを一人でも多く育てること」が大切です。

8 関係機関との連携

Q1 特別な支援が必要な子どもたちについて相談ができる関係機関は、どのようなところがありますか？

県内には、いくつかの相談機関があります。各関係機関の活用については、役割を十分考慮した上で関係機関と連携を図っていきましょう。

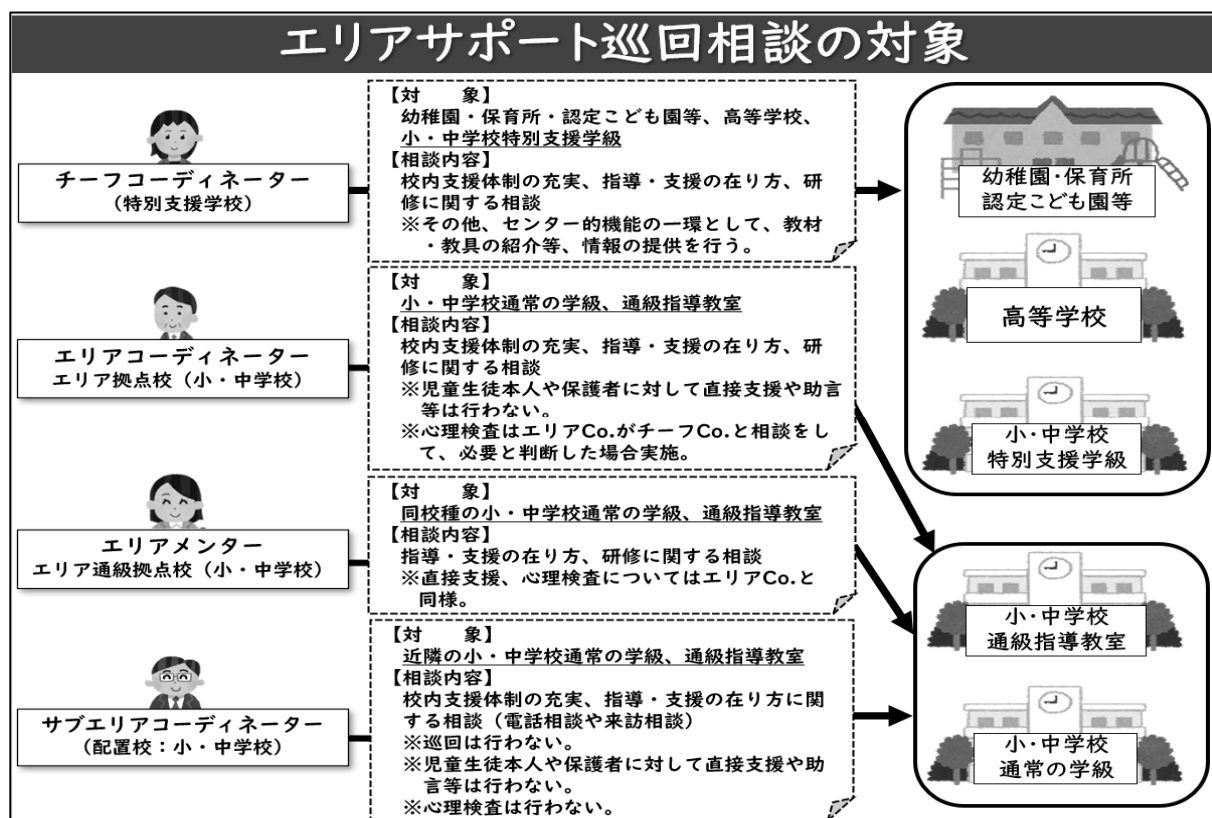
教育機関

■ エリアサポート体制における巡回支援

宮崎県にはエリアサポート体制が構築されており、各エリアに配置されているチーフコーディネーター、エリアコーディネーター、エリアメンターによる巡回支援を受けることができます。また、サブエリアコーディネーターが配置されているエリアについては、サブエリアコーディネーター配置校の近隣の学校に対して、電話または来訪により助言を受けることができます。（サブエリアコーディネーターは、巡回による支援を行いません。）

支援の要請にあたっては、校（園）内における組織的な支援を十分に実施しておく必要があります。要請については、特別支援教育コーディネーターを中心に、校（園）内委員会等で検討した後に、校長が判断します。

チーフコーディネーター、エリアコーディネーター、エリアメンターが巡回支援をする場合、それぞれ対象となる校種や学びの場での役割分担がされていますので、確認の上、連絡してください。



■特別支援学校

県内すべての特別支援学校に特別支援教育の相談窓口があります。地域の幼稚園等、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の依頼に応じて、特別支援教育コーディネーター等による巡回相談、来訪相談、教育相談等を行っています。

■市町村教育委員会

各市町村教育委員会では、学齢児童生徒の就学等に関する事など、教育に関する全般的な相談を行っています。

医療機関

医療機関の情報は、医師・保護者間の情報であるため、医師の診断やアドバイス、服薬等については、保護者から情報を得ることになります。

保護者が学校や園に伝えられない場合は、保護者の同意や承諾のもと、保護者から医師へ情報提供を依頼し、学校や園が医師から直接情報を得ることが可能です。

医療的立場として、心理士による定期的なカウンセリングを行っている医療機関もあります。

福祉機関

■保健所

各市町村に保健所や保健センターがあり、乳幼児期の健康診査や母子保健に関する相談を保健師が行っています。子育てに関する悩み、療育機関への橋渡し、小学校入学以前に保護者の相談役として対応しています。

■児童相談所

児童福祉士、臨床心理士、医師、などの専門スタッフが相談を行います。虐待相談、養育困難相談、身体障がい相談、知的障がい相談、判定、非行相談などを行います。

■そうだんサポートセンター

各地域で暮らしている障がい児者やその家族が安心して暮らしていけるように、そうだんサポートセンターでは、さまざまな支援をしています。コーディネーターが、訪問・巡回相談、外来・電話相談、作業所・保育所訪問をします。また障害者相談支援事業（市町村事業）として、相談支援事業があります。

■発達障害者支援センター

県内3箇所の発達障害支援センターでは、自閉症・発達障がい等の障がいを有する方々、その家族、及びすべての関係者の相談に応じ、関連機関との連携を図りながら、地域の中で安心した

生活ができるよう専門スタッフが支援を行います。相談支援、発達支援、就労支援等については無料です。

■障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、障がい者が、地域で安心して職業生活を送ることができるよう関係機関と協力して、就業及び生活上の支援を総合的に行う機関です。

就職に向けた準備支援や就職相談、就職後の定着支援や就業に伴う生活上の相談等を行っています。登録制となっており、相談は無料です。

■基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核機関で、相談支援事業者への支援、関係機関との連携の緊密化、総合相談・専門相談を行う機関です。地域の相談支援の拠点として総合的な相談支援を実施しています。

Q2 関係機関と連携を図る場合に配慮すべき点は、どのようなことですか？

客観的なアセスメントや医療的な診断、就労についての支援等について相談することができます。

- 本人のニーズと専門性に応じた連携先の選択
- 丁寧な説明による保護者の理解と同意取得
- 相談目的の明確化と正確な情報伝達
- 専門家からの助言を生かした具体的支援の工夫

関係機関の適切な選択

特別な支援を必要とする子どもは、いろいろな状況が関連している場合が多く、学校（幼稚園等）内の相談だけでは、効果的な支援を行うことが難しい場合があります。校（園）内委員会で十分検討を重ねた上で、専門家の意見を得た方がよいと校長が判断した場合は、困難さがある本人やその保護者を中心として、教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関の担当者が、それぞれの立場で専門性を生かし協力し合いながら、総合的に対応していくことが大切です。その際、子どもの実態に応じて、様々な方法や連携先を適切に選択することが必要です。連携先の選択が困難な場合には、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに相談してください。

保護者の同意や理解を得た上での関係機関とのつなぎ

相談や診断を受けるために関係機関につなぐときに、保護者の理解を得ることが難しい場合があります。特に多いのは、診断をめぐる場合の連携です。「学校から突然、『自閉スペクトラム症の特性があるから、病院で診断を受けてきてください』と言われて、とても傷つきました。」と、保護者が話された例があります。家庭にはそれぞれ事情があり、子どもに対する保護者の想いも様々です。診断は医師のみが行うものであり、学校側が憶測で診断名を付け、いきなり診断を受けることを勧めるというのは、保護者に対して、自分の子どもが障がいのレッテルを貼られたり、学校が責任回避のためにするのではないかという大きな不安を抱かせたりすることにもなります。保護者を関係機関につなぐ場合は、「一緒に解決していきましょう。」「今後、子どもに応じたより効果的な支援を行うために専門家の意見を参考にしたい」というような保護者の不安に寄り添う姿勢で行うことが大切です。

相談の目的や内容の整理を行った上での正確な情報のやりとり

学校から関係機関に相談が寄せられる場合、「どうにかしてください」という依頼で行われる場合があります。子どもの状況が非常に切迫し、支援が大変だということもあるでしょうが、そのままつなぐというのでは、効果的な解決を図ることはできません。学校の教育としてできることはどこまでか、専門家に依頼したいのはどのような点なのか、相談の目的や内容について十分整理し、正確な情報を伝えていくなどの配慮が必要です。

個人情報に配慮した情報の共有

伝えたい内容を明確に整理した上で、伝達手段を考えることが必要です。重要な情報を共有するときは、本人・保護者の了解を得て、直接顔を合わせて連携することが大切です。場合によっては、直接訪問して連携の依頼や要請を行うことも必要になります。

一度連携しておく、それ以後は、電話や電子メールによる情報交換も可能となりますが、個人情報を保護するという点には十分配慮し、相談期日の確認程度の内容に限定した方がよいでしょう。

また、関係機関の担当者を招聘する場合は、事前に了解を取ることはもちろんのこと、必要に応じて派遣依頼文書が必要となる場合もあるため、十分な確認が必要です。

助言を生かした支援方法の工夫

関係機関の専門家の意見は、客観的で、しかも専門的な視点からの助言であるため、大変参考になります。その助言等を校(園)内の関係者に伝え、本人に身に付けさせたいことを明確にし、学校でできること、家庭でできることを話し合い、具体的な支援につなげていくことが重要です。

そして、支援した結果の成果や変容を本人や保護者、関係機関と共有することで、継続した連携を図ることが可能となります。

関係機関とのよい関係を保ち、効果的な連携を図るためには、以上の点に配慮してください。

Q3 進学のときの学校間の連携の仕方は、どのようにすればよいですか？

子どもは成長とともに教育の場所が変わっていきますが、それまでの状況を理解した上で支援をすることは、その子どもにとって大切なことです。

- 各計画を活用した一貫性のある情報共有
- 連携会議やオープンスクールを通じた実態把握と協議
- 保健師や前籍校を交えた多角的な検討と調整
- 不安軽減のための計画的な見学や交流の実施

幼稚園から小学校へ

受け入れる小学校は、つぎのようなことに配慮しましょう。

- 就学時健康診断で、気になる子どもや特別な支援を受けた方がよい子どもの把握をします。
- 保健師、保護者、幼稚園等からの情報を把握します。
- 幼稚園等の支援の記録等をもとに連携の会議を行います。
- 校（園）内委員会を開き、小学校での支援を検討します。必要に応じて、幼稚園等の参加を要請するなど、日頃から交流、情報共有、相互理解など積極的な連携を図るようにします。

小学校から中学校へ

受け入れる中学校は、つぎのようなことに配慮しましょう。

- 中学校での入学説明会や日頃の交流の中で、子どもの様子を観察します。
- 入学前の小学校との連絡会のときに、小学校で作成している個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに話し合います。
- 校内委員会を開き、中学校でどのような支援を行うかを検討します。必要に応じて小学校からの参加を要請します。

中学校から高等学校等へ

受け入れる高等学校等は、つぎのようなことに配慮しましょう。

- 入試の前に、配慮を必要とする生徒については、十分情報を収集します。
- 入学に際しては、生徒の特性とそれまでに行ってきた支援内容や方法について、個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとにした情報提供を中学校に依頼します。
- 校内委員会を開き、高等学校等でどのような支援を行うかを検討します。必要に応じて中学校からの参加を要請します。

Q4 高等学校等の卒業に向けて、どのような連携を図りますか？

高等学校等卒業後の進路決定は、児童生徒が社会の一員として自立していくための極めて重要な局面です。進学(大学、専門学校等)や、就職(一般就労、職業訓練)、あるいは公的な就労支援サービス(就労移行支援、就労継続支援A・B型)など、卒業後の選択肢は多岐にわたります。これらの中から本人の特性や願いに最も適した道を選択するためには、本人及び保護者との十分な共通理解を図りながら、早い段階から計画的に支援体制を整えていくことが求められます。

- 進学・就職先への支援内容の確実な伝達
- ハローワーク等労働関係機関との緊密な協働
- 利用可能な福祉制度やサービスの把握と情報提供
- 早期からの計画的な移行支援の推進

大学や専門学校等へ進学を希望する場合は、入学試験や入学後の学生生活において、本人に必要な合理的配慮が受けられるかどうかを事前に確認することが不可欠です。これまでに学校で行ってきた支援内容や配慮事項を個別の教育支援計画や個別の指導計画などの資料に基づき、適切に進学先へ伝えることで、環境の変化による混乱を最小限に抑え、学びの継続を支えることができます。出願手続きや必要書類の準備についても、余裕を持って進められるよう、関係者間でスケジュールを共有しておきましょう。

就職を目指す場合には、公共職業安定所(ハローワーク)や、宮崎障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との緊密な連携が不可欠です。学校(幼稚園等)での実態把握の結果や、職場見学、職業体験(インターンシップ)を通じて得られた本人の得意・不得意に関する情報をこれらの専門機関と共有しましょう。

特に、発達障害者支援センターや障害者サポートセンター等と連携し、就職に関する相談や就労支援を受けることは、卒業直後のマッチングだけでなく、就職後の定着支援という点でも大きな意味を持ちます。本人が安心して働き続けられるよう、職場での配慮事項を具体的に整理し、支援のバトンを丁寧につないでいきましょう。

卒業後の豊かな社会生活を実現するためには、労働面だけでなく、生活面を支える福祉制度に関する情報収集も重要です。本人のニーズに応じて、利用可能な福祉サービスの内容や各支援機関の機能を把握し、適切に保護者へ情報提供を行いましょう。

特別支援教育コーディネーターは、これらの多岐にわたる情報の集約拠点となり、卒業後も本人が孤立することなく、必要な時に必要な助言を受けられるネットワークを構築しておく必要があります。本人の意向を最優先に尊重しながら、保護者、福祉、医療、就労支援機関等が一体となった支援体制を早期から整え、社会への円滑な移行を後押ししていきましょう。

Ⅲ 資料編

Ⅰ 障がいについての基本的な知識

■ 視覚障がいとは

視覚障がいとは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。障がいの種類として、視力障がい、視野障がい、色覚障がい、光覚障がい（明順応障がい、暗順応障がい）等があります。

眼鏡等を使用しても通常の文字や図形などが見えにくい弱視の子どもは、通級による指導等で、見え方の状態に合わせて対象物を拡大した拡大文字教材や、白黒反転した教材、弱視レンズ等を使用して学習します。また、照明の調節などをした見やすい環境も重要です。一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導する必要があります。

■ 聴覚障がいとは

聴覚障がいとは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障がいの子どもには、できるだけ早期から適切な対応を行い、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。必要に応じて、補聴器等を活用して子ども同士のコミュニケーション活動を活発にし、話し言葉の習得を促すなどして言語力の向上を図ることが必要です。通級による指導等では、音や言葉の聞き取り、聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた学習をしたり、抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行ったりします。発達の段階等に応じて指文字や手話等を取り入れることもあります。

■ 知的障がいとは

知的障がいとは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。知的障がいは、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活に応用されにくい特性があります。また、生活経験や成功体験が少ないことから、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがみられます。学習においては、発達の段階に応じて、基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能、体力づくりなどの内容が必要ですが、抽象的な内容より、実際の・具体的な指導が効果的です。言語、運動、学習、社会性などの発達の状態を十分に把握した上で、自立した生活に役立つ内容を実際の体験を重視しながら指導していきます。また、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などの内容を、計画的に学習していくことも必要です。

■ 病弱・身体虚弱とは

病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。対象となる病気として気管支喘息、腎臓病、進行性筋ジストロフィー、悪性新生物、心臓病、糖尿病、てんかん、心身症等があります。治療のため入院中の子どもは、病院内で特別支援学校の授業を受けられる制度や、原籍校とオンラインでつないだ同時双方向型遠隔教育があり、各教科等の学習を進めています。

病気の状態への配慮とともに、身体面や病気に対する不安感や自信の喪失など、メンタル面の健康維持や改善を図る学習を行うことも必要な場合があります。

■ 肢体不自由とは

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけが等で損なわれ、日常生活動作が困難な状態をいいます。上肢、下肢又は体幹の運動・動作の障がいのため、起立、歩行、階段昇降、書写、基本的な生活習慣などに困難さがあります。障がいの状態や発達の段階を十分に把握した上で、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導等を行います。障がいの状態に応じて、教材・教具や補装具等の活用も行います。補装具等には、座位保持のための椅子や机、歩行器や車椅子や握りを太くした筆記用具、滑らないように工夫された食器等、様々なものがあります。また、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることも必要です。

■ 言語障がいとは

言語障がいとは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。

通級による指導等では、子どもの興味・関心にそった遊びや会話等を通して、好ましい関係をつくり、子どものペースに合わせて正しい発音や楽しく話す方法を学習していきます。また、言語障がいの子どもにとっては、通常の学級の子どもたちとの日常のかかわりが大切です。そのため、通常の学級での障がいの理解啓発に関する取組も必要になります。

■ 情緒障がいとは

情緒障がいとは、情緒の現れ方が偏っていたり、激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。社会的適応が困難である選択性かん黙、不登校、その他の状態があります。選択性かん黙とは、一般に発声器官等に器質的、機能的な障がいはなく、心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉が出せず、学業等に支障がある状態です。不登校は、心理的、情緒的な理由により、登校しようとするができないという社会的不適応の状態です。

情緒障がいの特徴として、自分自身が脅かされると感じ、閉じこもるような傾向が強くなったり、適切な対人関係が形成できなかつたりする一方で、他人を攻撃したり、破壊的であつたりするような行動、多動、常同行動、チック等も見られます。通級による指導等では、安心できる雰囲気の中で情緒の安定や集団参加に関することを学習しています。

■ 自閉症とは

自閉症とは、①人への反応やかかわりの乏しさなど、社会的関係の形成の困難さ②言葉の発達の遅れや問題③興味や関心の狭さ、特定のものへのこだわり、以上の諸特徴が、3歳までに現れるという特徴によって規定されます。これらの特徴は、軽度から重度まで見られ、一人一人の状態像は多様です。自閉症は70%程度が知的障がいを併せ有するとされています。知的発達の遅れがない場合は、高機能自閉症と呼ばれています。アスペルガー症候群は、言語機能に大きかつ

まずきはないものの、その他の行動特性は高機能自閉症と同様です。高機能自閉症等の特性として、光や音、身体接触などの刺激に対する過敏性、意図を文脈の中で捉えることが苦手、過去の不快な体験を思い出して混乱する等があることから、周囲がこのような特性を十分に理解し、対応することが必要です。見通しがもてず変化が多い状況などでは、不安感が高まり、困惑しやすいため「いつどこで何をするか」などを具体的に示すことも必要です。通級による指導等では、コミュニケーションをとるための知識・技能や対人関係、社会的ルールについての個別指導、学習内容を般化するための小集団での学習を行います。

■LD(学習障がい)とは

LDとは、知的発達の遅れは見られないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。学習障がいは、環境的な要因が直接の原因となるものではなく、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されています。

通級による指導等では、自信ややる気を持たせる指導、スモールステップによる指導、定着を図るための繰り返し指導等が行われます。文字、図形の認知等に配慮した学習や、手指の巧緻性を高める学習も効果的です。LDは、認知能力のアンバランスさがあることから、苦手な課題に対しては得意な能力を生かして学べるよう、教材の種類とその示し方、板書の仕方、ノートの取り方の指導の工夫が大切です。「書くこと」や「計算すること」が特別に困難な場合には、コンピュータや電卓など代替手段の機器等の併用も効果的です。

■ADHD(注意欠如多動症)とは

ADHDとは、発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。脳などの中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されています。

通級による指導等では、不注意による間違いを少なくする指導や、衝動性や多動性を抑える指導が行われます。不注意に対しては、刺激を調整し、注意力を高める学習、情報を確認しながら理解することをおして自分の行動を振り返らせる学習等が行われます。また、衝動性や多動性に対しては、指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組ませる学習や見通しを持たせる学習等が行われます。さらに、社会的な技能や対人関係の技能を身に付けるために、ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を高める学習も必要です。

■医療的ケアとは

医師法等に基づき、医師や看護師以外の者が「医行為」を行うことは原則として禁じられています。医行為とは、医師の医学的判断や技術をもって行わなければ人体に危害を及ぼす恐れのある行為を指します。

学校等における「医療的ケア」とは、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射など、医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる医行為を指し、医療機関での病気治療とは区別されます。これらの実施は、医師やその指示を受けた看護師等が行うほか、特定の研修を修了し認定を受けた教職員等も、医師の指示と看護師との連携の下で、喀痰吸引や経管栄養の一部を行うことが可能です。

なお、自宅等において、医療的ケア児やその保護者が医療的ケアを実施できるのは、当該行為の違法性が阻却（正当化）される場合の要件を満たすと考えられるためです。したがって、本人や保護者が家庭で行っているからといって、教職員が法的な要件を満たさないまま同様に実施することはできません。学校における医療的ケアの実施には、適切な資格や体制整備が不可欠であることを理解しておく必要があります。

【参考】

小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～
（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00002.htm

■ 高次脳機能障がいとは

高次脳機能障がいは、病気や事故による脳の損傷が原因で、日常生活や学校生活に支障をきたす状態です。外見からは分かりにくいため、周囲の理解が不可欠です。

主な症状としては、記憶障がい（新しい出来事を覚えられず、同じ質問を繰り返す）、注意障害（集中力が続かずミスが増える。二つの作業の並行が困難）、遂行機能障がい（計画を立てて行動できず、指示がないと動けない）、社会的行動障がい（感情の制御が難しく、興奮したり自己中心的になったりする）があり、学習や対人関係で困難を抱えやすくなります。本人の「怠慢」や「性格」と誤解せず、特性に応じた環境調整や丁寧な声掛けを行うことが大切です。

令和8年4月1日から「高次脳機能障害者支援法」が施行されました。この法律に基づき、高次脳機能障がいのある児童生徒等が特性に応じた教育を受けられるよう、可能な限り高次脳機能障がいのない児童生徒等と共に学ぶ配慮をしつつ、適切な支援を行うことが求められています。医療や福祉等と連携した個別の教育支援計画等の作成や、いじめ防止、体制整備など、本人の能力を最大限に伸ばすための具体的な措置を講じることが、国と地方公共団体に義務付けられています。

【参考】

国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センター
https://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/

2 国立特別支援教育総合研究所が提供する WEB コンテンツ

■インクルCOMPASS

「インクル COMPASS」は、国立特別支援教育総合研究所で実施した基幹研究（横断的研究）「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」（平成28年度～令和2年度）において作成されたものです。インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するためのツールです。

「インクル COMPASS」では、観点ごとに分かれている各項目について、それぞれの機関における取組状況を自分たちでチェックし、その結果を総合的に判断して今後の取組の方向性を検討します。

自校（自園）のインクルーシブ教育システムの構築を一層推進するために、現在の取組状況を把握し、その結果を踏まえて今後、取り組むべきことを検討する際のヒントが得られます。また、現状を振りかえることで、自校（自園）の強みや課題を確認することができます。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システムチーム
https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/inclusive

■NISE 学びラボ

「NISE 学びラボ」は、国立特別支援教育総合研究所が提供する、特別支援教育の専門性を高めるための e ラーニングサイトです。パソコンやスマートフォンで、職場や自宅など場所を問わずいつでも受講できます。1コンテンツは15分から30分程度と短いため、多忙な中での自己研鑽や校内研修に最適です。教職員だけでなく保護者や関係機関の方も広く利用可能で、最新の情報が随時更新されており、日々の実践に役立つ知識を効率的に学ぶことができます。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 NISE 学びラボ
https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online

■インクル DB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）

インクル DB は、インクルーシブ教育システムの構築を支援するための情報サイトです。主なコンテンツとして、文部科学省のモデル事業における合理的配慮の実践事例を検索できるデータベース、自治体や学校からの構築に関する相談を受け付ける相談コーナー、及び関連情報の提供の三つがあります。これらを通じて、各学校における具体的な配慮の検討や体制整備に役立つ最新の知見や事例を効率的に収集することが可能です。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクル DB
<https://inclusive.nise.go.jp/>

3 主な関係機関一覧

特別支援学校

名 称		所 在 地	電 話
明星視覚支援学校		〒880-0121 宮崎市大字島之内 1390	0985-39-1021
都城さくら聴覚支援学校		〒885-0094 都城市都原町 7430	0986-22-0685
みやざき中央支援学校		〒880-0121 宮崎市大字島之内 2100	0985-39-1633
赤江まつばら支援学校		〒880-0911 宮崎市大字田吉 4977-371	0985-56-0655
みなみのかぜ支援学校		〒889-1601 宮崎市清武町木原 4257-6	0985-85-7851
日南くろしお支援学校		〒887-0034 日南市大字風田 4030	0987-23-9212
都城きりしま支援学校		〒885-0092 都城市南横市町 7097-2	0986-25-1878
小林こすもす 支援学校	小学部	〒886-0001 小林市東方 3216	0984-23-5177
	中学部	〒886-0001 小林市東方 3094-2	0984-23-8887
	高等部	〒886-0007 小林市真方 124	0984-24-5508
日向ひまわり支援学校		〒883-0033 日向市大字塩見 12161	0982-54-9610
児湯るびなす支援学校		〒889-1401 児湯郡新富町大字日置 1297	0983-33-4207
清武せいりゅう支援学校		〒889-1601 宮崎市清武町木原 4257-9	0985-85-6641
延岡しろやま支援学校		〒882-0802 延岡市野地町3丁目 3477-2	0982-29-3715
延岡しろやま支援学校 高千穂校		〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井 1234	0982-73-1077

高等特別支援学校

名 称	所 在 地	電 話
宮崎高等支援学校	〒880-0121 宮崎市大字島之内 1390	(令和9年4月開校)
日南くろしお支援学校 日南校	〒889-2533 日南市大字星倉 5800	0987-25-9020
都城きりしま支援学校 都城商業校	〒885-0053 都城市上東町 31-25	0986-22-1777
延岡しろやま支援学校 延岡商業校	〒882-0007 延岡市桜ヶ丘 3 丁目 7122	0982-21-9545

宮崎県発達障害者支援センター

名 称	所 在 地	電 話
宮崎県中央発達障害者 支援センター	〒889-1601 宮崎市清武町大字木原 4257-7 (ひまわり学園内)	0985-85-7660
宮崎県延岡発達障害者 支援センター	〒889-0514 延岡市櫛津町 3427-4 (ひかり学園内)	0982-23-8560
宮崎県都城発達障害者 支援センター	〒885-0094 都城市都原町 7171 (高千穂学園内)	0986-22-2633

障害者就業・生活支援センター

名 称	所 在 地	電 話
みやざき 障害者就業・生活支援センター	〒880-0902 宮崎市大淀 4-6-28 宮交シティ内 2 階	0985-63-1337
みやこのじょう 障害者就業・生活支援センター	〒885-0071 都城市中町 1-7 IT 産業ビル 1 階	0986-22-9991
こばやし 障害者就業・生活支援センター	〒886-0004 小林市細野 274-1 森永貞一郎記念会館 1 階	0984-22-2539
ひゅうが 障害者就業・生活支援センター	〒883-0021 日向市大字財光寺 515-1	0982-57-3007
のべおか 障害者就業・生活支援センター	〒882-0836 延岡市恒富町 3-6-5	0982-20-5283
たかなべ 障害者就業・生活支援センター	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋 1091-1 高鍋電化センタービル 1 階	0983-32-0035
にちなん 障害者就業・生活支援センター	〒887-0021 日南市中央通 2-5-10	0987-22-2786

宮崎障害者職業センター

名 称	所 在 地	電 話
宮崎障害者職業センター	〒880-0014 宮崎市鶴島 2 丁目 14-17	0985-26-5226

児童相談所

名 称	所 在 地	電 話
中央児童相談所 (中央福祉こどもセンター)	〒880-0032 宮崎市霧島 1-1-2	0985-26-1551
都城児童相談所 (南部福祉こどもセンター)	〒885-0017 都城市年見町 14-1-1	0986-22-4294
延岡児童相談所 (北部福祉こどもセンター)	〒882-0803 延岡市大貫町 1 丁目 2845	0982-35-1700

保健所

名 称	所 在 地	電 話
中央保健所	〒880-0032 宮崎市霧島 1-1-2	0985-28-2111
日南保健所	〒889-2536 日南市吾田西 1-5-10	0987-23-3141
都城保健所	〒885-0012 都城市上川東 3-14-3	0986-23-4504
小林保健所	〒886-0003 小林市大字堤 3020-13	0984-23-3118
高鍋保健所	〒884-0004 児湯郡高鍋町大字蚊口浦 5120-1	0983-22-1330
日向保健所	〒883-0041 日向市北町 2-16	0982-52-5101
延岡保健所	〒882-0803 延岡市大貫町 1 丁目 2840	0982-33-5373
高千穂保健所	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井 1086-1	0982-72-2168
宮崎市保健所 (親子保健課)	〒880-0879 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 6 番地 2	0985-73-8200

そうだんサポートセンター

名 称	所 在 地	電 話
県立こども療育センター	〒889-1601 宮崎市清武町木原 4257-8	0985-85-6500
児童発達支援センター わかば園	〒880-0836 宮崎市山崎町浜川 14	0985-39-5830
そうだんサポートセンター おおぞら	〒880-0834 宮崎市新別府町久保田 657-4	0985-21-1975
そうだんサポートセンター なみ	〒887-0034 日南市大字風田 3585	0987-23-5336
そうだんサポートセンター たかちほ	〒885-0094 都城市都原町 7171 (高千穂学園内)	0986-46-2078
そうだんサポートセンター あさひ	〒886-0004 小林市細野 332-2	0984-24-5880

児童発達支援センター はぐはぐ子ども村	〒884-0104 児湯郡高鍋町大字上江7785	0983-39-1110
そうだんサポートセンター しらはま	〒883-0013 日向市新生町1丁目92番地	0982-54-3010
そうだんサポートセンター ひかり	〒889-0514 延岡市櫛津町 3427 番地4 (ひかり学園内)	0982-37-0158
そうだんサポートセンター はまゆう	〒882-0836 延岡市恒富町4丁目66番地2	0982-20-0177
ひまわり学園	〒889-1601 宮崎市清武町木原 4257-7	0985-85-8220
都北学園	〒885-1104 都城市野々美谷町 2943-1	0986-36-1045
あさひ学園	〒889-0601 東臼杵郡門川町須賀崎 3-19	0982-63-6430

基幹相談支援センター

名 称	所 在 地	電 話
宮崎市障がい者 総合サポートセンター	〒880-0930 宮崎市花山手東3-25-2	0985-63-2688
そうだんサポートセンター おおぞら	〒880-0834 宮崎市新別府町久保田657-4	0985-21-1975
江南よしみ地域生活 支援センター	〒880-0931 宮崎市古城町南川内676	0985-64-1033
地域生活支援センター すみよし	〒880-0121 宮崎市大字島之内字馬出 7217-1	0985-30-2524
西都市障害者(児) 基幹相談支援センター	〒881-0034 西都市妻町2丁目53番地	0983-32-0114
高鍋町障がい者(児)等 基幹相談支援センター	〒884-0006 児湯郡高鍋町大字上江8437	0983-35-4611
新富町障がい者(児)等 基幹相談支援センター	〒889-1403 児湯郡新富町上富田 7485-14	0983-33-4213

川南町障がい者(児) 基幹相談支援センター	〒889-1301 児湯郡川南町大字川南 13680-1 (川南町総合福祉センター内)	0983-32-0282
都農町障がい者(児)等 基幹相談支援センター	〒889-1201 児湯郡都農町大字川北 4910 番地	0983-25-0048
串間市障がい者 基幹相談支援センター	〒888-0001 串間市大字西方5602	0987-27-3105
都城市障がい者(児) 基幹相談支援センター	〒885-0077 都城市松元町4街区17号	0986-26-0294
三股町障がい者 基幹相談支援センター	〒889-1901 北諸県郡三股町大字樺山3384-2 (三股町総合福祉センター内)	0986-57-7337
日向市・東臼杵郡障がい児者 基幹相談支援センター	〒883-0021 日向市財光寺1069-2	0982-54-3010
にしもろ 基幹相談支援センター	〒886-0003 小林市堤108-1 (小林市八幡原市民総合センター内)	0984-22-2373
延岡市南部地域 基幹相談支援センター	〒882-0872 延岡市愛宕町2-4-1	0982-29-2720
延岡市北部地域 基幹相談支援センター	〒882-0024 延岡市大武町4615-2	0982-20-2710
延岡市西部地域 基幹相談支援センター	〒882-0803 延岡市大貫町 4-1603-2	0982-20-0717
西臼杵子ども・障がい者 ネットワークセンター	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井 1447-1	090-4485-9432

4 特別支援教育に関する通知等一覧

特別支援教育を推進するためには、関係法令や通知等の情報を参考にしてください。

関係法令・通知等

- 「発達障害のある児童生徒等への支援について」
(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050815.htm

- 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」
(平成17年12月8日中央教育審議会答申の抜粋)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/001.htm

- 「学校教育法施行規則の一部改正等について」
(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050814.htm

- 「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」
(平成18年3月31日付け17文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050817.htm

- 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」
(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06072108.htm

- 「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」
(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07061122.htm

- 「特別支援教育の推進について」
(平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号文部科学省初等中等教育局長通知)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm

- 「障害者の権利に関する条約」(平成 19 年 9 月署名、平成 26 年 1 月批准)

- 「障害者基本法の改正について」
(平成 23 年 8 月改正障害者基本法施行)
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>

- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
(平成 24 年 7 月 23 日 初等中等教育分科会)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

- 「学校教育法施行令の一部改正について」
(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号文部科学事務次官通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
(平成 28 年 4 月 1 日施行、令和 6 年 4 月 1 日改正法施行)

- 「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」
(平成 28 年 8 月 1 日付け 28 文科初第 609 号他 文部科学省高等教育局長他通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1377400.htm

- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」
(平成 28 年 12 月 9 日付け 28 文科初第 1038 号文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm

教育支援体制整備ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障がいのある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参考にしてください。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されています。

■発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
(平成 29 年 3 月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参考にしてください。

■文部科学省特別支援教育関係ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

■国立特別支援教育総合研究所ホームページ

<https://www.nise.go.jp/nc/>

■国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター

<http://icedd.nise.go.jp/>

5 保護者相談申込用紙(例)

令和〇年〇月〇日

保護者 各位

〇〇立 〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

特別支援教育コーディネーターからのお知らせ

子どもたちは新しい学年での生活に少しずつ慣れ、日々の学習や活動に励んでいる時期かと存じます。本校では、すべての子どもたちが自分の力を十分に発揮し、毎日を楽しく過ごせるよう、一人一人の状況に合わせてきめ細やかな支援を目指しております。その一環として、「特別支援教育コーディネーター」を配置しております。特別支援教育コーディネーターは、学級担任と協力しながら、子どもにとってよりよい「学び方」や「環境」を整えるお手伝いをする役割を担っています。

日頃のお子様の様子、学習の進め方や学校での過ごし方、友達との関わりや気持ちの面などについて、一緒に考えてほしいことや、学校での工夫を相談したいことはありませんか。

子ども一人一人に「自分に合ったスタイル」があります。そのスタイルを尊重し、学校生活がよりスムーズなものとなるよう、具体的な工夫を一緒に考えます。

相談をご希望の場合は、下記の申込票を学級担任へご提出ください。どのような些細なことでも構いません。内容に応じて、特別支援教育コーディネーターとの面談、または担任も交えた三者面談を実施いたします。

ご不明な点がありましたら、特別支援教育コーディネーター(〇〇)まで、お電話にてお問い合わせください。

学級担任まで 〇月〇日()締め切り

----- (切り取り線) -----

教育相談申込票

年 組 児童氏名() 保護者氏名()

1 いずれかに〇印をつけてください。

() 教育相談を希望します。

() 今回は希望しません。

2 「希望する」場合は、面談形式についても〇印をつけてください。

() 二者面談(保護者とコーディネーター)

() 三者面談(保護者と担任、コーディネーター)

6 特別支援教育コーディネーターだより(例)

令和〇年〇月〇日

特別支援教育コーディネーターだより No.1

みんなが「自分らしく」過ごせる学校を目指して

新年度がスタートしました。今年度、特別支援教育コーディネーターを担当します〇〇〇〇です。子どもさんが日々の授業や生活の中で「わかった!」「できた!」という喜びをたくさん感じられるよう、担任の先生や保護者の皆さまと協力しながら、精一杯サポートしてまいります。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

私のしごと① 「その子に合った」学びのスタイル提案

「耳で聞く方が得意」「図で見るとわかりやすい」など、一人一人の特性に合わせた学習道具の活用や、教室環境の工夫(ユニバーサルデザイン)を担当の先生と一緒に進めます。

私のしごと② 「これから」への橋渡し

学年が変わる時や、進学する時、子どもさんのこれまでの頑張りや効果的だった支援を途切れさせることなく、次のステージへ丁寧にお伝えします。

子どもさんの「キラリ」を伸ばし、「困った」を一緒に支えます

- ◆ お勉強のこと
豊かな発想をもっているけれど、書くことや計算には時間がかかる…
- ◆ 身のまわりのこと
好きなことには熱中できるけれど、切り替えや整理整頓が少し苦手…
- ◆ お友だちとの関わり
優しい気持ちをもっているけれど、思いを言葉で伝えるのがもどかしそう…
- ◆ からだの感じ方
鋭い感性をもっているけれど、大きな音や光に疲れやすい…

相談窓口のご案内

一人で悩まず、まずは一度お声がけください。
保護者の方、ご本人、どなたからの相談も受け付けています。

TEL: 0985-XX-XXXX

担当:特別支援教育コーディネーター(〇〇〇〇)

場所:本校2階「相談室」

※秘密は厳守いたします。お急ぎの場合は、各学級担任へお伝えいただくとスムーズです。

特別支援教育コーディネーターハンドブック

令和8年度改訂版

宮崎県教育庁特別支援教育課

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

電 話 0985-26-7783

F A X 0985-26-7314